

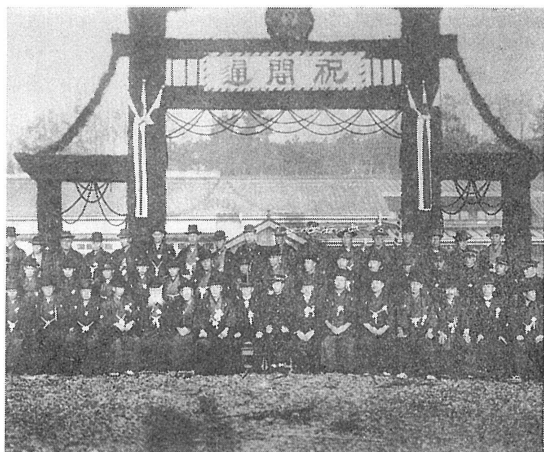
第三章 関東大震災から村の再生へ

第一節 関東大震災

1 大正十二年と真鶴

大正十二年

一九二三年（大正十二）は、前年の十二月二十一日に開通した熱海線真鶴駅での祝賀式の興奮さめやらぬなか、真鶴地域は例年とは違ったにぎやかな正月を迎えて明けた。この年、宮中の新年会を取りやめになり、箱根の温泉は灯の消えたようなわびしさと報じられるなかで、ひとり真鶴地域の活況は目を見張るものがあった。なにしろ、真鶴駅の開通式は一週間も続き、「昼は人の山、夜は光の海」が連日くりひろげられ、気がついたら年が明けていた、という状態であった。当時を語る古老たちのテープからの声は、往時の華やかさを彷彿とさせるものがある（郷土を知る会、録音テープ番号7―① 一九六七年〈昭和四二〉九月二十四日採録）。この華やかさを、岩村の石材商土屋家日記帳（諸計算帳も含んだ内容をもつ）の一九二三年（大正十二）一月一日の記事は、当日の諸費用を記した末尾を「正月ホドウルサキモノナシ、温泉ヘデモイキタシ」と結んでいる。



熱海線開通祝賀式・真鶴駅（1922年12月）

了し、国際的には相対的な安定期に入っていた。

しかしながら、日本国内では第一次大戦後の戦後恐慌が起こり、不況は慢性化の様相を呈していった。そして折からの大正デモクラシーの高まりとともに、国内での労働運動はかつてない高揚を見せるようになっていた。

このような国内外の動きの影響を陰に陽に受けながら真鶴地域は熱海線の真鶴までの開通に沸き、後に続く湯河

真鶴地域にとって、天国と地獄を見ることとなった一九二三年（大正十二）は、国の内外共に大きなうねりのなかの時期であった。国際社会では、第一次世界大戦処理のためのパリ講和会議を経て、ヴェルサイユ条約をはじめとした一連の条約が、連合国と敗戦五か国の間で結ばれ、ヨーロッパにはいわゆるヴェルサイユ体制と呼ばれる新しい国際秩序が確立しつつあった。また、新しい国際平和機構としての国際連盟も様々な弱点を指摘されながらも、徐々に有効性を発揮しつつあった。さらに東アジアにおける新たな国際秩序がワシントン会議（一九二一―二二年）のなかで締結された四カ国条約、九カ国条約によって確立され、列強諸国間の勢力分野を定めたいわゆるワシントン体制として形成されていった。こうしたなかで、対ソ干渉戦争を最後まで続けていた日本も、一九二二年（大正十一）十月にはようやくシベリア撤兵を完

原、熱海までの開通に夢をふくらませていたのであった。

ふくらむ開 真鶴駅の開業は、周辺町村にも大きな影響を与えていた。箱根十二湯は折からの不況と相まって、高い高いと敬遠され、閑古鳥が鳴いていた。それにひきかえ交通の便が格段によくなった湯

河原・熱海・伊東等の真鶴以西地域は、価格の安さとサービスのよさで、都人士の人気を集め、繁盛を極めるようになった。

特に湯河原地域は、将来、熱海線が湯河原、熱海と延長されていけば、いずれ競争相手は熱海になると見込んで、熱海まで開通しない間に新たな温泉場をつくろうと、さかんに温泉の試掘が行なわれるようになった。宮下・宮上・広河原の三か所で二〇人以上の出願者が、温泉の掘りあてをめざして競い合っていたのもこのころであった。広河原の温泉が完成したあかつきには、湯河原から広河原を経て箱根町に至るケーブルカーを通そうという計画も、箱根土地株式会社の手によってなされていた。さらに中西屋旅館や、東京・横浜の事業家が集まって、温泉付別荘地の分譲も計画された。

真鶴村でも真鶴駅の開業を契機に、こうした隣村の動きに負けじと積極的に観光立町が叫ばれはじめていた。その中心をなしたのが日本鉄道事業株式会社に村有地を貸付け、岬の開発を行なわせようとするものであった。日本鉄道事業株式会社とは、一九二二年（大正十一）夏に二万円の証拠金を村に納めさせ、向こう二〇年間村有地を貸付けることを約していた。しかし、県の認可が一向に下りず、また日本鉄道事業株式会社の計画も進まないで、翌年六月には契約内容を改めて仮契約を結んだ。そこでは村有地の貸付期間が六〇年間に延長され、そのうえで真鶴岬の遊園地計画（海水浴場その他遊園施設をつくること）は、起工後五年以内に実現すること、文化村及びホテルの建設は、一〇年以内にそれぞれ実現することとされた。さらに地上権設定登記後六か月を過ぎて

も工事に着手せず、もしくは右期間内に完成しない場合、村は契約を解除できるとされた（『資料編』672頁）。しかしながら、県からの認可は一向に下りなかった。その理由として、県当局は、(1)共有地が全部魚付保安林であること、(2)共有地が風致林であること、そうして、(3)これらの林は航路標識としても必要であること、の三点をあげていた。

これに対し、草柳由太郎村長は、再三再四、郡当局及び県当局に共有地一九町歩（一九ヘクタール）のうち、まず一六町歩（一六ヘクタール）の認可を迫った。村長側の主張としては、真鶴岬に遊園地を許可しても決して魚付保安林や風致林、航路標識に影響せず、保安林を解除しなくとも遊園地の設置は可能であり、早く認可してほしいとするものであった。一方で、村当局は、日本鉄道事業株式会社が本来に遊園地開発に着手するか疑問を持っており、さらに保安林一九町歩（一九ヘクタール）のほかに、御料林四〇町歩（四〇ヘクタール）を控えていて、それへの対応もまた難題と認識していた（『横浜貿易新報』一九二三年〈大正十二〉六月四日、二十日記事）。いずれにしても、こうした真鶴村の対応は、熱海線真鶴駅の開業を機に観光立町をめざす強い意気込みのあらわれで、それは「真鶴村の発展はあくまでも岬の利用にある」とする村の意向を示していた。

結果的にはこの日本鉄道事業株式会社による遊園地計画は関東大震災を契機に頓挫することになるが、後述するように岬の開発はその後も続けられ、今日の岬の景観を作り出している。そういう意味でも岬の開発が本格的に動き出した一九二三年（大正十二）は、観光立町真鶴にとって、一つのターニング・ポイントをなした年であった。

汽車よ文化を
積み来れ

真鶴駅の開業を祝う祝賀会に参加したのは真鶴の人間だけではなかった。吉浜小学校の児童も次の歌を作詞・作曲して旗行列に参加した。当時の参加者は「私達は『汽車よ文化を積み来

れ”の“文化”というところを特に大きい声で歌った。その時の旗の波、楽隊のひびきがよみがえってくる。」と語っている(『真鶴』昭和六十年 真鶴町教育委員会 56頁)。次の歌詞がその時のものであるが、当時の人々の高揚した気分が伝わってくるであろう。

(一)心にとめよ 大正は

十一年の 暮の月

二十一日のあさほらけ

ひびく汽笛の その音をば

(二)文化のあゆみ いとおそき

われらの村の入口に

さけぶ天使の 声を聞け

汽車よ文化を 積み来れ

(三)膝の栗毛に 鞭打ちて

山路たどりし 昔より

待てる日これぞ 今日の日ぞ

歌えや歌え もろ人よ

この熱海線の真鶴までの開業は期待にたがわぬ盛況をみせた。真鶴駅は開業以来、連日二千人から三千人の乗降客であふれかえり、時には四千人を超す人の波が押し寄せたという。その雑踏ぶりは「無警察も同様な駅前、宛然戦場の騒ぎ、遂に流血の惨事」(『横浜貿易新報』一九二三年へ大正十二〇一月二十六日記事)と報じられ、

雨が降ってもカサをさせぬほどの混雑ぶりであった。

駅前には、熱海軽便鉄道の案内人をはじめ、当時二五台の車を擁した富士屋自動車、一方、一七台の車を擁しこれと競い合った土肥商工自動車の各ポーター、熱海・伊豆山・湯河原温泉の客引き、駅前案内所の客引き、熱海・伊東行汽船の案内人、湯河原馬車組合の案内人が客を奪い合って、これらの間の喧嘩を見ぬ日はないといわれた。おまけに、小田原駅前では不許可となったハドソン型自動車が、ちゃっかり四台も真鶴駅前には姿をあらわしていた。かくなるわけで、真鶴駅前が開業以来、収拾のつかない状態が連日続いていた。

収拾をはかる立場の駅員はというと、駅長一人、助役一人、駅員七人が、朝五時から夜十一時までの勤務で、乗降客、手荷物、小荷物一切を処理せねばならず、駅前の混雑に対処するどころではなかった。駅員からは、四日目に一日しか休めず、へとへとだという不満の声が上がり、乗客からは車内が不潔だという不満の声があがっていた。駅長は二月に駅員一〇人の増員を当局に申請するが、混乱は一向におさまる気配はなかった。

四月の花見の季節になると、またまた大混雑が始まって、正月三が日が舞い戻った様と形容されるほどで、連日三千人から五千人が乗り降りしたという。馬車・人車・軽便とありつたけの交通機関を動員しても間に合わないという有様であった。

広がる交通網

熱海線が真鶴まで延長開通すると同時に、東京湾汽船株式会社では真鶴港に出張所を設け、従来、国府津から小田原、熱海、網代を経て伊東までを往復していた定期船を真鶴港に寄港させ、さらに真鶴港から直接伊東に向かう定期船を就航させた。真鶴発伊東行の定期船は、午前十一時半と午後四時半の二本が運航した。熱海、網代、伊東行は午後二時に真鶴港を出航した。この運航に利用された船は「大正丸」と「国丸」の二隻で、共に一〇〇トンの船で、毎回百余人が乗船できたが、いつも満員の盛況だったという。

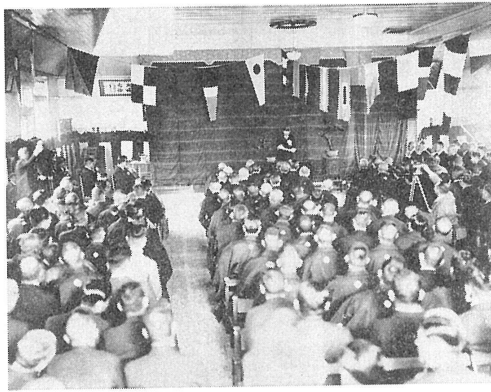
特に花見の季節には、この東京湾汽船は毎回四〇〇人以上の乗船客で待合所はあふれかえった。これらの人々はほとんどが船を利用して熱海、網代、伊東に向かう人たちで、港はいやがうえにも華やいだ空気につまれた。真鶴駅の開業は、このように新たに汽船を真鶴に呼び、今まで以上に様々な人々を様々な地域から大量に迎えることになった。そこで新たに重要な課題となったのが、道路の拡張・整備の問題であった。

真鶴駅の開業後、何といっても急激に増加したのが、真鶴駅から福浦、吉浜、土肥の各村へ至る交通量であった。ところが、これら湯河原地域の村々と真鶴駅を結ぶ幹線道路たる真鶴・吉浜間の県道は、有効幅員が一〇尺から一二尺（三メートルから三・六メートル）しかなかった。そのうち二尺五寸（七五センチメートル）は軽便鉄道の軌道が利用し、そこを五尺五寸（一・六五メートル）の軽便鉄道と五尺（一・五〇メートル）の自動車がすれ違うという状況だった。自動車は富士屋自動車・土肥商工自動車あわせて、三七台であったが、そのほか馬力四、五百台も通行した。

そこで、一九二三年（大正十二）二月、県は関係村の強い陳情を受け、真鶴・吉浜間の県道改修工事を測量終了次第着手することとなった。結果的には関東大震災によってこうした道路改修は根本的変更を余儀なくされていくが、真鶴駅開業は真鶴地域を取りまく交通網に大きな変革をもたらしていったことが、こうした動きから知ることができる。そうした意味でも一九二三年（大正十二）という年は真鶴地域にとって重要な年となった。

新たな発展 の気運

真鶴駅開業後、一九二三年（大正十二）六月の湯河原駅開業をめざして、熱海線の延長工事は日本工業株式会社の請負で、土工人夫約百人を連日動員して進められていった。この熱海線工事には、少なからぬ朝鮮人・中国人が従事し、ここで初めて朝鮮人労働者と真鶴の人々のかかわりが生まれることになった。



鉄道開通記念式典祝辞演説（1922年12月）

ところで、真鶴駅開業に伴う真鶴地方の活況は、この地方の財政を好転させることにもなった。『横浜貿易新報』一九二三年（大正十二）四月十五日の記事は、村税滞納額が一九二二年（大正十一）中は、合計で一万八一〇〇円もあった真鶴村が、一九二三年（大正十二）三月末で一万二〇〇〇円が納税され、余すところ六一〇〇円になったと報じている。さらに、同新聞七月二十六日の記事は、小田原方面における上半期の県税納入状態について「未曾有の不成績、とりわけ小田原、酒匂がひどい」と報ずるなかで、完納は三か村、真鶴村は従来滞納で有名だったが、草柳由太郎村長になり滞納整理が進み、一三一八円の税額中七五一円と五割七分も納めてすこぶる好成绩と報じている。

こうした真鶴村の経済上の好調は、真鶴駅開業後の村の発展の気運と軌を一にし、人の動きの活発化と相まって、村の将来への期待をふくらませていった。遠く志摩半島の石鏡（いじか）・相差（おおさつ）・岡崎（くさき）等から海女が出稼ぎに真鶴地域にやって来るようになったのもこのころのことであった。

一方、岩村でもこの時期、積極的な村づくり計画が提案されている。当時岩村は戸数二〇〇、人口一〇〇〇人ほどの小村ではあったが、村発展の契機にと次のような計画を練りあげた。(1)漁師、労働者が休憩できる慰安所を石名坂を切崩して建設する (2)裏手海岸には大滝を作る (3)大滝の所に避暑客の遊歩地として三〇〇坪の蓮池

魚釣場をつくるというものであった。岩村においてもまた、観光立町の可能性が追求されていた。

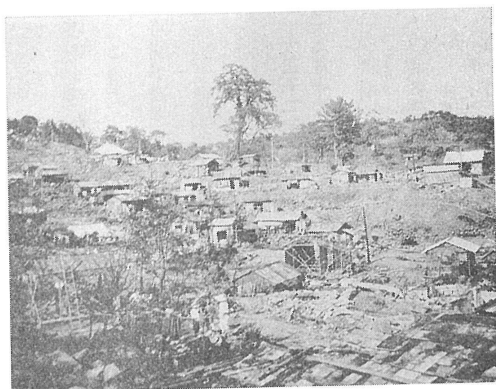
さらにこの時期、村の基幹産業である漁業にも大きな変化が訪れようとしていた。一九二三年（大正十二）二月には久々に鰯の大群がやってきて、米神では八千尾もの鰯^{ぶり}ががり、港は活気づいた。四月には重さ一八貫（約六七・五キログラム）、長さ一間半（約二・七メートル）もある大イカがとれるなど、人々の目は海にも再び向けられるようになっていた。そうしたなか、県の水産試験場は、下郡の遠洋漁業を極力推進しようと様々な働きかけをなしてきた。これは第一次大戦後、太平洋上の旧ドイツ領を支配下に入れた日本政府の意向を背景にしたもので、下郡の水産会の消極姿勢にもかかわらず、拡大の気配をみせていた。遠洋漁業の拡大は漁業生産者に不安を残しながらも、漁獲生産額の大幅な増加が期待できる面もあり、新たな期待を抱かせるものでもあった。

このように一九二三年（大正十二）は、真鶴地域に、様々な変化と将来への期待をふくらませながら、着実に時間が過ぎていった。そうして運命の九月一日を迎えることとなったのである。

2 此ノ夜、藪中ニ夜ヲ明ス

大正十二年 岩村の石材商土屋家の日記（諸計算帳を兼ねる）は、九月一日の記事を「朝雨後晴、大地震、自九月一日 然ノ威力ニタマゲル 全ク 魄^{たましひ}消エ ユフ可キ言葉無シ、此ノ夜、藪中ニ夜ヲ明ス」と記した

（『資料編』64頁）。九月一日は、八月末の日照り続きの水不足を一気に吹き飛ばすかのように夜半から降り出した大雨が朝方の十時ころまで残った。若者たちは、前夜の真鶴劇場での美人胴体切りの奇術の興奮がさめやらぬなか、帰り際に既にポツリポツリと雨が降り出していたことを思い起こしていた。しかし、朝方の雨がやむと日が照り出し、前夜来の雨による湿気と残暑の日照りで、むしろ暑い夏の日が戻ってきた。



震火災後の真鶴 (1923年9月)

子供たちは、夏休みが終わり、二学期の始業式に臨み、十一時すぎには学校には子供の姿は見えなくなっていた。そしてあり余る時間と暑さは子供たちを海へと誘っていた。正午を目前に控えた午前十一時五十八分には、大半の家では食事の準備や早い昼食の最中だった。

関東大震災の前兆については、際立った前兆らしき出来事を指摘するものは見当たらない。郷土を知る会が一九六七年（昭和四二）に行なった聞き取りでも、テープから聞こえて来る声は、ほとんどの者が前兆は全然感じられなかったというものである。ただ、漁師が語っていたところでは、地震の一週間前から潮の動きが速くて、船を陸にあげようとしても足元から砂が流されていって苦労したというのを聞いたというのが唯一である。

地震発生直後の様子については、様々な人達の体験が記録されている。真鶴地域に関する記録としては、「郷土を知る会録音テープ7―①及び10」「西さがみ庶民史録第五号・28頁」29頁「真鶴夜話・第一編（第一―第八話）」「『広報まなづる』115、127、139号・『古老に聞く』」等によって知ることができる。

右のテープの中で御守ウメが語る地震発生時の様子は次のようであった。その日は漁から帰ったおじいさんに早目の昼食を出し、十一時半ころには食事を終えていた。おじいさんがブドウ取りに行こうかといって用意して

第3章 関東大震災から村の再生へ

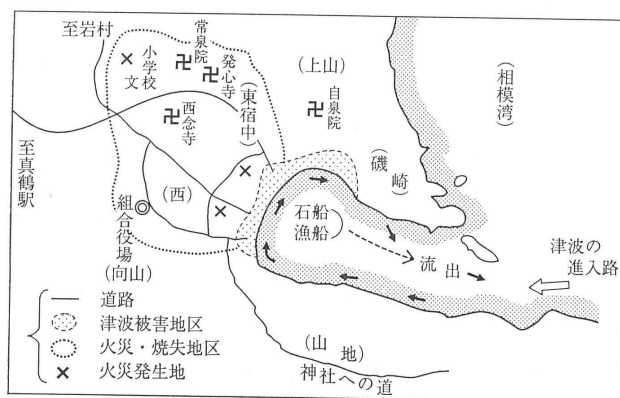
いるのをみたウメは、「今日はなんだかよしな、沖がひととおりでねえだ、紫色みてえになっているから見てみな」と言った。それを聞いたおじいさんが沖をみて「ほうだの」などと言っているうちに、突然下から突き上げると立ていられない。間もなく横ゆれに変わったが、ゆれは一向におさまらない。やっとゆれが収まってきたところで外にはい出したウメが目にしたものは、逆さまに倒れていく隣家の姿と倒壊によって様相を一変させた周囲の姿であった。

津波の来襲

家屋や電柱の倒壊は猛烈な土煙をひき起こした。一時は土煙のために一寸先が見えないほどになった。

こうした煙等のためか、雀や鳥も飛ぶことができず、空から次々と落ちてきた。土砂崩れも次々と発生していった。岩の南丁場の端先はあつという間に崩れて、わずか一、二分で丸山まで埋めてしまった。土砂崩れで一家全員死亡という痛ましい事態も起きた。岩や真鶴に多い石垣の崩れは被害をさらに大きくした。

真鶴港一帯では、この段階でかなりの人が海に目を転じ、そこで起きた衝撃的な出来事を目のあたりにしている。おそらくこの時には真鶴村のあちこちで出火していたはずであるが、その事の重大さはまだ認識されていなかった。海を見た人たちがまず目にしたのは、



真鶴村(中心部)大震災(1923年9月1日)当時の様子 製作・中路脩平



大震災直後の真鶴港（1923年9月）

る度に人や家などの物も行ったり戻ったりして、それが多くの人の目にとまっているのである。次にみる「震災情況誌」によれば、地震とともに家屋の倒壊が相次ぎ、逃場を失った人々が海岸に避難しようとしたところ、約五〇間（約九〇メートル）にわたって海底が見えるようになり、人々がすわ津波と逃げ出すその瞬間に激浪怒濤が逆巻いて、見る間に崩壊家屋九戸を流し去り、平時の波打ち際より約二〇間（約三六メートル）もの高地まで水が押し寄せたという。

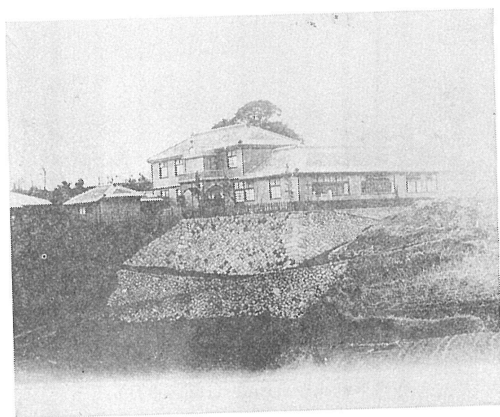
襲い来る 関東大震災直後の様子を知る資料として各方面から注目されているのが「大正十二年九月一日 小田原警察署管内震災情況誌 第老輯」（震災情況誌）である。小田原署の管轄

地域であった小田原、箱根、湯河原、真鶴等の地域を担当の警察官の報告によって手際よくまとめている（『資料編』636～644頁）。

ただこの資料はその内容を見ていくとほとんどが真鶴村について記されているということに気づく。さらに岩村の被害等の把握には不正確さが残るという特徴がみられる。全村烏有に帰す状況となった真鶴村の情況収集に手がいつぱいで岩村まで及ばなかったということか。

しかしながら、震災直後の警察という治安組織によって収集整理された資料として貴重であることに変わりはない。

火災発生時の真鶴港の様子について、「震災情況誌」は次のように記している。



大正時代の真鶴小学校（震災前・大正初期）

同港ハ急傾斜ノ地所ニ難段型ニ立並ヒタル村落ナリシガ、震災ト同時ニ数ヶ所ヨリ発火シ見ル間ニ全部落ニ燃ヘ拡ガリタルモ、元来同地ハ飲料水ガ乏シキ土地柄ナルト混乱ノ際トテ、消防ニ従事スル者ナク放任ノ已ムナキ状態ニテ、遂ニ全村殆ソト部分四百四十六戸ヲ焼失シ自然ニ鎮火シタリ

この記述は、当時の消防団員たちが、聞き取り調査の録音テープの中で（郷土を知る会・録音テープ番号10）消防団活動はまったく行なえなかったと述べていることと符合している。

真鶴村における火災発生場所として「震災情況誌」は五か所をあげている。四か所は個人住宅で、もう一か所は真鶴小学校である。出火時刻は一番早い真鶴小学校が午後零時十分ころで、一番遅い個人住宅の出火時刻を午後零時四十分ころとしている。地震発生が午前十一時五十八分であるから、地震発生から出火までに一〇分から四〇分ぐらいの時間差があったことになる。出火原因としては、民家では昼食準備のために七輪や火鉢を使用中のところへ地震で倒れてきた戸障子に引火したことがあげられている。小学校や歯科医院では黄燐等の薬品による出火が指摘されている。

真鶴地域の警備の責任者は、湯河原の門川詰巡査部長前野源一郎であった。彼は九月一日、吉浜村等の被害調査、部下の巡査に対する指示をなし、真鶴村に入ろうとしたが、道路墜落のために歩行できず、かつ夜になって

しまったため吉浜村に引き返した。翌二日真鶴村に入ったが彼がそこで目にしたのは全村烏有に帰し、変わりはてた真鶴村の姿であった。彼はさっそく村当局と食料配給の打ち合わせをなし、傷病者の治療に関しては真鶴村の医師佐藤僊一と打ち合わせをし、真鶴駐在巡査の柳田に指示を出し、再び門川に帰って行った。

こうしたなか、旅人宿業平井健太郎方では、家族九人が倒壊家屋の下敷きになり、救済を求めたが、襲い来る猛火の中でどうすることもできず、全員焼死したという痛ましい事例も報告されている。

食料の確保

震災後の避難場所として「震災情況誌」があげるのは、真鶴小学校裏庭及び付近の畑地に約三千人、真鶴駅に至る県道沿いに約三百人、その他は周辺に点在する農家で自己の家屋の竹林等の一隅に避難し、集団での避難はしなかったという。

しかしながらこの記述は必ずしも正確ではない。古老たちの語るところによれば、震災直後できるだけ高台に行こうということで、右のような地域以外にも、正源山、釈迦堂等にも人々がかなり集まっていたという。また岩村では大半の人が瀧門寺の竹やぶ周辺に避難したが、平台や上野の方にもかなりの人が避難していた。

いずれにしても、当時の真鶴村の人口は「震災情況誌」の記すところによれば、三六五〇人というから、村の人口の九割が真鶴小学校裏庭から真鶴駅にかけて避難し、ひしめきあったことになる。

避難所の生活は、ビール瓶の箱を並べてその上で寝たりで、度重なる余震の中で眠れない夜を過ごすものだった。

しかし、存外子供にはこうした戸外の生活も物めずらしく当初は楽しかったらしい。当時四歳だったという三木二郎は、夏の暑さの残るなかで戸外で寝起きしたことは楽しく感じられたと語っている。

だが大人たちはそんな悠長なことは言っていられなかった。まず食料と水を確保しなければならなかった。

「震災情況誌」によると、真鶴村では、真鶴駅が当時貨物の集積場所になっていて、米の備蓄もあったので、真鶴駅の許可をもらい白米一〇俵の融通を受けた。そして川堀地区で炊き出しをし、罹災民に配給したと記されている。一方、炊き出しは、吉浜村に残された記録によると青年層を中心とした消防団によって震災の翌日及び翌々日の二日間にわたって行なわれたことがわかる（『湯河原町史』通史編519頁）。このことは、「震災情況誌」の記録が真鶴村についてかなり正確に書かれていることを改めて示すものである。

その後、真鶴村では玄米を購入し、二日夕刻から一日一人二合の割合で罹災民に配給をはじめ、約八五俵を配った。岩村では、村当局者が真鶴駅前の各運送店から白米二〇俵を岩村消防組合頭の名で借用し、食料欠乏者一般に配給した。だが古老たちの話るところによれば、現実にはそう整然とはいかなかったようである。微発、微発といって畑からイモを勝手に掘り出したり、駅の貨物車を開けてそこから食料品等を持ち出して飢えをしのいだという。

食料が本格的に運び込まれるようになったのは、岩の石材商土屋家所有の運搬船である観音丸が海路、沼津から食料を運んで来るようになってからだった。配給物資は、西念寺の跡のところで縄が解かれ、家が焼けた人、焼けなかった人に分けられて配布された。チリン、チリンという鐘の音とともに玄米や醤油をもらうためにバケツやザルを持って人々が集まってきた。

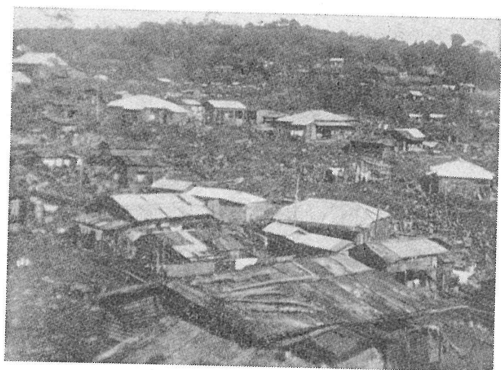
避難生活

避難所暮らしが始まった人々にとって緊急の課題となったのが、食料の確保とともに飲料水の確保だった。真鶴村は特に名うての水不足の地域だったために、古老たちも鮮明に記憶している。

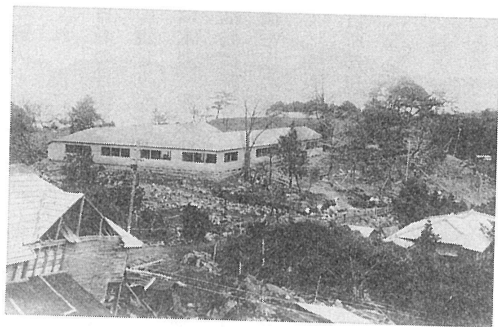
飲料水を得た場所としては次の地点が指摘されている。

真鶴駅裏の人々は、現在の石田保育園付近に泉があり、それを利用した。海岸地方では、亀屋の下、ある

第3章 関東大震災から村の再生へ



一面の焼け跡に建つ住宅小屋（地震直後の村内・1924年）



仮校舎建設作業（真鶴小学校・1924年）

いは天神堂の湧き水が利用された（真鶴夜話・第6話）。

一方、大浜から道無に下る途中の御林の中に「じんじが井戸」と称される井戸があり、ここを利用した人も多かった（郷土を知る会録音テープ7―①）。このあたりは「お茶の水」という地名が残されているように真水が湧き出る所が何か所あった。人によっては、吉浜村の川堀あたりまで一升瓶を持って水をもらいに行く者もいた。

避難所生活で困ったものの一つに夜の暗さを指摘する者も多い。関東大震災当時、電気は真鶴地域にもきていた。しかし、地震で電柱はすべて倒れてしまい、夜ともなるとまったくの暗黒世界が出現した。こうしたなかで、九月七日救援物資を清水港から小田原港に運ぶ予定で小田原港に入った海軍の「夕霧」「朝霧」の二艦が、風浪のため荷物を陸揚げできず、真鶴港にやってきて救援物資を交付してくれたのは心強かった。何し

る朝鮮人襲撃の噂が、四日には土肥村で朝鮮人と地元若者が衝突したと現実味を帯びて伝えられるなかで、軍艦が真鶴港に来て救援物資を陸揚げしてくれ、夜には沖に停泊して照明機で村を照らしてくれたのである。この光は何にもましてありがたかったと語る古老の言葉には実感がこもっている。

震災後の軍隊の出動は、人々に軍隊への親しみを感じさせるうえで最大の効果を持っていた。真鶴には陸軍の第六七連隊の第二中隊が駐屯した。彼らは本来、戒厳令下の治安維持活動のために出動してきたが、さしたる治安維持活動もないなか、橋や道路の復旧活動に汗を流し、村人の大きな支えとなっていた。聞き取りの録音テープから聞こえてくる古老たちの声は、橋や坂の整備を軍隊が全部やってくれたと当時を語っている（前述テープ7—①）。

さらに、真鶴村には以前から海軍の電信所が現ひなづる幼稚園一帯に置かれ、兵隊が詰めていて、村人に軍隊を身近に感じさせていた。彼らは正源山に避難してきた人たちに握り飯を配給したりして励まし、電信所に入ってくる情報を、村人に刻々と伝えていた。村人はおかげで、今、東京が燃えている盛りとか、横浜も燃えているとかの情報を彼らを通じていち早く知ることができたのである。

こうした軍隊の震災復旧活動での活躍は、大正デモクラシーのなかでとかく白眼視される傾向の出ていた軍隊への認識を改めて高めるうえで重要な役割を果たしたと評することができよう。

しかしながら、震災復旧の活動に尽力してくれたのはもちろん軍隊だけではなかった。日本赤十字社も積極的に活動し、真鶴村には神戸の日本赤十字社からスタッフが派遣され、宝性院に本部を置き、人々の救援活動にあたっていった。



尻掛より無線電信を望む（大正初期）

3 流説はめぐる

流された情報

関東大震災の中でも特に不幸な出来事として取り上げられる、いわゆる朝鮮人來襲騒ぎは真鶴においてはどのような状況であったろうか。以下、その点を見るために、関東大震災全体の中でこの事件はどう展開したのかを確認しておこう。

警視庁の記録によると、地震発生後間もなく「富士山が大爆発した」とか「大津浪がくる」という流言が流れ、夕方から夜になると、東京、川崎、横浜の一部では「社会主義者や朝鮮人の放火が多い」とか「朝鮮人が來襲して放火した」という流言が広がった。さらに横浜では「不逞鮮人が來襲して井戸への投毒、放火、強盗、強姦をする」との流言が起って、二日朝までに全市に広がった。警視庁では、こうした噂を事実と信じ、自動車・ボスター・メガホンで東京市全市にまきちらした。内務省警保局長後藤文夫は、二日午後に騎馬伝令を船橋送信所に派遣し、次のような電報を各地方長官にあてて打電させた（『日本の歴史』23巻³⁸³頁 中央公論社）。

東京付近の震災を利用し、朝鮮人は各地に放火し不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し石油を注ぎて放火するものあり、既に東京府下には一部戒嚴令を施行したるが故に（中略）鮮人の行動に対しては嚴密なる取締りを加えられたし

こうして朝鮮人暴動の流言は、警察と軍隊の通信網によって伝えられていった。

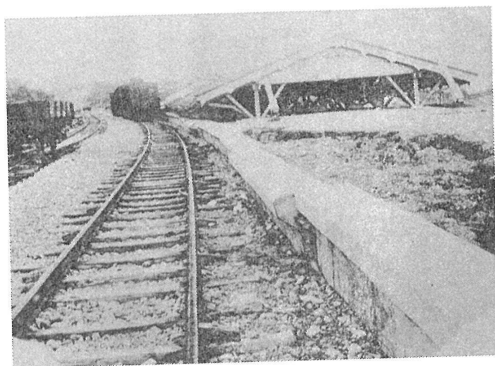
関東大震災発生当時、内閣は八月二十四日に加藤友三郎首相が死去し、二十八日に山本権兵衛に組閣命令が出され、組閣の真っ最中であつた。九月二日に内閣が成立したが、初閣議は首相官邸の庭で行なわれるという有り様であつた。この組閣で再び内務大臣になつたのが水野錬太郎で、その下で首都の治安維持にあたつたのが赤池濃警視總監であつた。この二人は、大震災のついで四年前の朝鮮独立運動（三・一独立運動、万歳事件 一九一九年）を弾圧した当事者であつた。三・一独立運動後、斎藤実朝鮮総督の下で、朝鮮総督府総監になつたのが水野錬太郎で、その下で朝鮮総督府警務局長として起用されたのが赤池濃である。彼らは朝鮮で爆弾の洗礼も受けており、四年前の朝鮮民衆の根強い独立への抵抗運動の再現に、人一倍恐怖心を抱いたとしても不思議ではない。

流説あり

こうした状況のなかで、真鶴村における朝鮮人騒ぎは九月二日には既に始まつていた可能性がある。岩村の石材商土屋家の日記は、九月二日を次のように記している。

二日晴正午流説アリ 城口へ避難セシム（駅前テントへ）小供衆々 実
ニ心配ニナル コウナルト他人へ一切頼ミニナラヌカラ 金持ホド困ル
東京大火ノ説アリ

この日記の流説の内容は定かではないが、四日になると、はっきりと「鮮人来襲ノ噂アリ」と書かれるようになる。



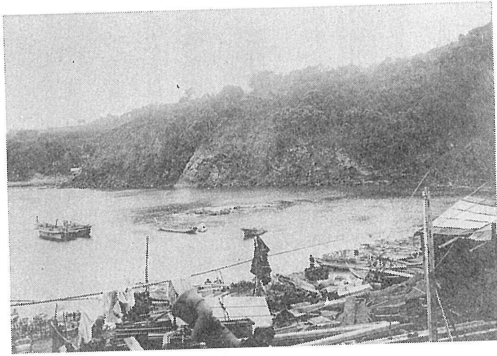
真鶴駅の昇降場の破壊（1923年9月）

ところで、真鶴には海軍の送信所があり、前述したように正源山に避難した人々に対し、送信所の兵隊たちがおむすびの援助をしてくれたり、東京・横浜の様子などを刻々と教えてくれたという証言もあり（郷土を知る会・録音テープ7-①）、二日午後には内務省警保局長名で船橋の送信所から伝えられた朝鮮人來襲への警戒の件は、すぐに住民に伝わった可能性が高いと考えられる。そしてこの情報はかなり早く伝わったとみえ、土肥村では二日には朝鮮人によって毒がまかれるというので井戸にフタをして歩く光景がみられている（『湯河原町史』通史編510頁）。こうした点をあわせてみると、土屋家日記の二日の記事にみえる「流説」は、朝鮮人來襲の噂の可能性が高いと考えられる。いずれにしても、真鶴地域でも二日以降井戸への警戒が強められ、在郷軍人会を中心に、消防組なども加わって、若者が集められた。その際、何でもいから武器を持って集合しろということで、ロウを塗った竹槍やマグロをひっかける鉤などを持って集まった。さらに女性たちにも警戒がよびかけられ、女性たちは目つぶしだといって手拭いに灰を入れて持ち歩いたりした。そして「馬入川で、朝鮮人を食止め」などの噂が次々と伝えられていった。

事件の発生

成立したばかりの山本権兵衛内閣は、「朝鮮人騒ぎ」のなか、九月二日には、正式の手続きを経ることなく、伊東已代治顧問官の了解を得て、東京市ほか五郡に戒厳令第九（戒厳地内の地方行政事務の司令官による執行）・十四条（戒厳地内における司令官の郵便物の検査、動産・不動産の破壊等の権限）の適用を布告した。翌三日には東京府・神奈川県にも拡大、四日には埼玉県・千葉県にも適用されることとなった。こうしたなか、朝鮮人來襲騒ぎの拡大に政府や軍は警戒心を持つようになった。

九月三日には関東戒厳司令官告諭が出され、そこでこう述べている。「不逞団体蜂起ノ事実ヲ誇大流言シ却ッテ紛乱ヲ増加スルノ不利ヲ招カサルコト」。にもかかわらず地方では騒ぎは拡大する一方であった。



地震直後の真鶴港（1923年9月）

九月四日、土肥村で土工同士のケンカが朝鮮人の襲撃と間違われ、

昼時で湯河原駅近くで休憩していた熱海線工事従事中の朝鮮人労働者が民衆に襲撃されるという事件が発生した。襲われた大半の者は逃げたが、逃げ遅れた台湾人陳宝田以下二人が被害され、二人が重傷を負った。この騒ぎのなか、朝鮮人二人が、真鶴村の城口に逃れてきた。

そこは在郷軍人会分会員らの警戒するところで、二人を見かけた分会員らはこれを襲い暴行を加えたが、分会班長の青木秀太郎の必死の制止で、哀泣する彼らを何とか救助することができたという事件が発生したのである（『資料編』648頁）。

事態の収拾

こうした混乱に対処すべく、政府は急ぎよ、九月七日に、「治安維持の為にする罰則に関する勅令（流言浮説取締令）」「支払猶予令」「暴利取締令」を公布して事態の収拾にあたった。

特に朝鮮人襲撃事件は、湯河原の事件のように、台湾人等の外国人も巻き込むこととなり、中華民国政府から外務省へ照会があるなど、外交問題に発展する恐れがでてきた。さらに、朝鮮人への襲撃が続くと、一九二二年（大正十）～二二年（大正十一）にかけてのワシントン会議で、日英同盟の破棄、石井・ランシング協定の破棄、対華二十一条要求の放棄、山東半島の権益の中国への返還等諸外国に対し、次々と譲歩せざるを得なかった日本の立場が、さらに悪くなることが予想された。

一方、ヨーロッパの第一次世界大戦後の国際秩序としてのヴェルサイユ体制は、これを規定することとなったヴェルサイユ条約以下の諸条約において、アメリカ大統領ウィルソンの提起した十四か条の平和原則が基本とされた。その原則の一つである「民族自決」は、チェコスロバキア、フィンランド、バルト三国、ポーランド、セルヴ・クロアチア・スロヴェニア王国等の国々を次々と誕生させていった。東アジアの第一次世界大戦後の国際秩序を規定することになったワシントン会議では、「民族自決」はことさら無視されたが、中国や朝鮮の指導層は、彼らの外国からの干渉排除、独立の主張の論拠として「民族自決」をよりどころとしていた。

こうした状況下で政府は、関東大震災後の混乱の中で発生した朝鮮人襲撃事件の鎮静化を急いだ形跡がうかがえる。例えば神奈川県警察部が一九二六年（大正十五）六月十五日に発行した「大正大震災災誌」では、「朝鮮人の保護」という節を設け、約二〇頁にわたって「朝鮮人保護の概況、朝鮮人保護の一例、個人の朝鮮人保護の一例」を詳しく記述している。そのなかでは窮地に陥った朝鮮人をいかに日本人が援助をしたかを詳細に記し、臨場感あふれる文章がその様子をいっそうひき立てている。また震災関係の行政側の記録をまとめた「神奈川県震災誌」（一九二七年〈昭和二〉九月三十日 神奈川県発行）も「善行美談」の一節を設け、その中で朝鮮人保護の例を取り上げている。

しかしながら、現実にはこうした朝鮮人保護の実例は少数で、多くの朝鮮人が犠牲になっているのである。ただ被害者数については、日本政府の公式の発表と、研究者や民間団体の調査によるものとはかなりの開きがある。

内務省警保局の調べでは、刑事事件関係として取扱われた死者は、朝鮮人二三人、中国人三人、日本人五九人にすぎない。これに対し、吉野作造が朝鮮羅災同胞慰問班の調査として伝える数値では、殺害された朝鮮人

は、二六二三人にのぼっている。また中国公使館の調査で行方不明とされた者は百六、七十人であった。日本人で震災にまぎれて殺害された者の数は内務省の発表以外わからない。が、こうした民間団体の数値等から判断して、朝鮮人騒ぎで殺害された朝鮮人や中国人のほとんどは、刑事事件の被害者ともされず、事件の中で突然襲われて殺害され、まさに犬死にしたのであった。

刑事事件として処理された事案でもその罰は非常に軽く扱われた。内務省警保局発表の刑事事件として扱われた朝鮮人、中国人の死亡した被害者の中には、土肥村で起きた事件の被害者が含まれている。この事件で逮捕された者の刑事処分は、懲役六か月、執行猶予三年というものであった。

4 資料の語るもの

被害実態

関東大震災によって、真鶴村、岩村がどのような被害を受けたのかについてみる場合の基本的資料としては「神奈川県震災誌」(一九二七年〈昭和二〉九月三十日 神奈川県発行)・「大正大震災誌」(一九二六年〈大正十五〉六月十五日発行・神奈川県警察部編集)さらに「小田原警察署管内震災情況誌 第一集」(一九二三年〈大正十二〉十一月ころ発行、以下「震災情況誌」と略す)の三冊をあげることができ、これらの資料の中から、真鶴村・岩村に関する部分をピックアップし、整理したものが表1～3である。

これらの資料のうち、「大正大震災誌」は警察の資料を整理したもので、数値等については「震災情況誌」これらの資料のうち、「大正大震災誌」は警察の資料を整理したもので、数値等については「震災情況誌」と一致するものが多く、大半が震災情況誌を基本としたと考えられる。これに対し、「神奈川県震災誌」は県が各町村を通じて報告させたもので、真鶴村・岩村にもその報告の一部は残されている(『資料編』645～647頁)。しかし、「大正大震災誌」とは基本にした資料の違いもあり、数値が大きく食い違うものも見受けられる。

第3章 関東大震災から村の再生へ

表1 「小田原警察署管内震災情況誌 第1集」より(1923〈大正12〉年9月)
震災調査表

	人 口	死	傷	行方不明	計
真 鶴 村	3,650	78	117	5	200
岩 村	1,515	41	88	8	137

	戸 数	全 潰	半 潰	全 焼	埋 没	流 出	計
真 鶴 村	822	49	163	467	0	9	688
岩 村	271	91	96	0	11	50	248

表2 「神奈川警察部編・大正大震災火災誌」より(大15.6.15)

① 初震以降の東京における余震(有感)数(P.919)

時 間 帯	余 震 回 数
9月1日初震より午後6時まで	171回以上
午後6時より 夜半まで	51回
9月2日夜半より午前6時まで	53回
午前6時より 正午まで	81回
正午より 午後6時まで	86回
午後6時より 夜半まで	103回

② 地震直後起りたる火災の状況(P.1121)

真鶴村 467戸(焼失戸数)

時 刻	出 火 場 所	状 況
午後0時5分	真鶴村 真鶴尋常高等小学校	同校全潰ト同時ニ理化学教室ノ 薬品ヨリ発火
午後0時10分	〃 漁 夫 青木福太郎	強震ト同時ニ家屋倒潰シ炊事場 ヨリ発火
〃	〃 〃 大澤直次郎	〃 火鉢ヨリ発火
〃	〃 〃 西尾伊勢松	〃 炊事場ヨリ発火
〃	〃 歯科医 近藤 利雄	強震ノ為メ家屋倒潰ト同時ニ薬 品ノアリタル場所ヨリ発火

③ 海嘯の来襲——真鶴・岩村等の5ヶ村（P.286）

- 岩 村——最も被害大 流失・半流出合わせて 50戸
- 真鶴村真鶴港——岩村に次ぐ被害あり

④ 道 路（P.284）

熱海県道 小田原町土肥村間 約5里は殆ど決潰

⑤ 鉄 道（P.286）

真鶴駅——全潰

同駅起点の熱海行軽便鉄道の車両——駅建物の倒潰により粉碎

⑥ 救護・警備

(イ) 応急処置（P.692）

場 所	組	織	救 援 開始月日	閉鎖月日	職 員 数
真鶴村 558	開業医	佐藤 僖一	9月1日	9月20日	医員1名 事務員1名
真鶴村城口1653	〃	間島国三郎	9月2日	9月20日	医員1名

(ロ) 罹災者救療調査表（P.693）

配置場所	組	織	治療開始 年 月 日	閉鎖月日	職 員 数
真 鶴 村	日本赤十字社 兵庫支部		大正12年 9月7日	9月9日	医 員1名 看護婦18名 薬剤員1名 事務員1名

(ハ) 陸海軍の警備及救護（P.846）

海軍の活動——9月7日午前6時小田原沖に着せしも風浪のため揚陸困難なるを以て、真鶴に回航、救済物件を揚陸し之を交付せり

⑦ 鮮人関係（P.511）

9月5日、真鶴方面に鮮人約700名入込み、内地人と衝突したる旨関知し、小田原派遣憲兵出張調査に任したり。

表3 「神奈川震災誌・1927（昭和2）年9月30日神奈川県発行」より

① 道 路 小田原・熱海線

位 置	真鶴村城口〔道路〕	岩 村〔橋 梁〕
地 勢 別	山 底	平
街 道 路 別	道 路	道

第3章 関東大震災から村の再生へ

位 置		真鶴村城口〔道路〕	岩 村〔橋 梁〕
被害の 物	種 別	路 面	土 橋
	品質形状	山 腹 路	長 9.0間 幅 2～3 間
付 近 地 況		切 取 崖	橋 名 宮 ノ 橋
被害の	種 別	地 じ り	墜 落
	程 度	盛 崩 552間	全 部
金 額		19,244円	5,510円 (橋台・雜割 石高 13尺)

② 小学校の被害

	焼 失	全 潰	計
岩 尋 常 小 学 校	—	8,600	8,600円
真鶴尋常高等小学校	42,564	—	42,564円

③ 罹災住屋並非住屋の損害（損害建坪数及見積価格）

(イ) 住家の部

（岩 村）

	全 潰	全 焼	全埋没	全流出	半 潰	半焼	半流出	破損	計
(坪)木造	1,404	—	156	512	1,278	—	432	1,332	5,114
損害見積 (円)価格	210,600	—	15,600	66,660	102,240	—	38,880	52,280	487,260

（真鶴村）

	1,710	8,160	45	342	4,960	40	20	—	15,277
(坪)木造									
損害見積 (円)価格	256,500	1,470,800	6,300	58,140	396,800	360	180	—	2,189,080

(ロ) 非住家の部

（岩 村）

	48	—	—	—	—	—	—	—	48
(坪)石造									
(坪)木造	520	—	120	102	492	—	36	312	1,582
損害見積 (円)価格	69,600	—	7,200	5,100	9,840	—	900	3,120	95,760

(真鶴村)

	全潰	全焼	全埋没	全流出	半潰	半焼	半流出	破損	計
(坪)石造	150	—	—	—	—	—	—	—	150
(坪)木造	490	1,004	30	36	750	—	—	—	2,310
損害見積 (円)価格	149,400	80,320	1,500	2,340	15,000	—	—	—	248,560

(イ) 住家の被害

	総戸数	被害戸数					計	無害戸数
		焼失	流出	埋没	全潰	半潰		
①岩村	245	0	59	11	78	71	219	26
②真鶴村	653	365	19	3	95	171	653	0

(ニ) 罹災者

	総人口	被害人員				計	無害人員
		焼死	流死	潰死	不明		
①岩村	1,380	0	10	49	5	64	1,275
②真鶴村	3,329	67	5	39	5	116	3,100

④ 山林被害 (P.751)

	被害面積	被害見積額
真鶴村山林	59町余歩	5万円
岩村荒廃山野	160町歩	約7万円

⑤ 農業方面 (P.746)

	被害面積	被害見積額
岩村	約100町歩	30万円
真鶴村	畑70町余歩	155,600円

第3章 関東大震災から村の再生へ

⑥ 柑橘園の被害 (P.747)

	総反別	被害反別			復旧費概算
		全減	被害	計	
真鶴村組合	650反	50反	350反	400反	99,400円

⑦ 蚕業方面の被害 (P.748)

岩村、土肥村等又、それぞれ相当の損害あり

⑧ 名所旧蹟天然物被害調 (P.834)

	所在地	管理者	被害の有無及程度	現在管理状態
鷗窟	真鶴村鷗窟	特に管理する者なし	窟上の老松(目通丈余)倒れて海中に入り古形を損ず	特になし

⑨ 漁業被害

(イ) 主要漁業の被害

漁場別	被害見積高(円)	被害種別
真鶴漁場	25,000	事務所、漁網の焼失並漁網の沈没腐敗
岩江ノ浦漁場	28,000	漁船ノ破壊、網ノ流出、事務所倉庫ノ流出、船揚場ノ破壊

(ロ) 漁船の被害

種別 組合名	被害高(艘)				被害額(円)
	焼失	全潰・流出	破損	計	
岩村組合	—	8	2	8	2,800
真鶴組合	—	17	12	19	6,135

(ハ) 休業等による漁業の損失被害額

	被害額	
岩村	約 5,000円	(漁網中心)
真鶴村	358,600円	

例えば全焼戸数であるが、「大正大震災火災誌」は「震災情況誌」と同じく四六七戸と記録しているが、「神奈川県震災誌」の場合三六五戸で、一〇〇戸以上の開きがある。それは総戸数についてもいえることで、「震災情況誌」は真鶴村八二戸としているが、「神奈川県震災誌」の場合六五三戸で、一七〇戸もの開きがある。どちらの数値が正しいか今となつては断定できない。しかし、概して「震災情況誌」及びそれを基にした「大正大震災火災誌」の数値よりも、地震から一定の時間がたち、かつ収集された諸資料を検討した数値を基に作成されたふしうかがえる「神奈川県震災誌」の方が、より客観性は高いと考えられる。ただし、「震災情況誌」や「大正大震災火災誌」は、震災直後の情報をかなり正確に記録しているので、その点では資料価値はいささかも減じていない。

次にこれらの資料が語る被害内容の特徴について触れておかねばならない。それは表1や表3③の諸数字が端的に示しているように、真鶴村は震災被害の大半が火災によるものなのに対し、岩村のそれは津波（海嘯）と土砂崩れによるものが大半を占め、火事による被害はみられないという特徴である。この点をふまえたうえで被害実態をみていく必要がある。

善行美談

関東大震災のなかでは様々なドラマが展開された。前述した「神奈川県震災誌」は、各市町村から震災誌編集資料を収集した際、善行美談の項目を設け報告させている。その結果様々な善行美談が紹介されているが、なぜか真鶴村や岩村では編集資料送付の際、この項目について詳しい報告をしておらず、真鶴村については「震災の為め家屋の下敷となり又は石垣等に庄せられたる者二十余名を救助せり」と抽象的な二行を記すのみで、岩村については全く記載がみられない。この点は、湯河原地域の吉浜村等がかなり詳しい「善行美談」を「神奈川県震災誌」に残しているのと対照的である。その理由は定かではないが、被害の甚大さのある面で物語っていると考えられる。しかしながら、「神奈川県震災誌」以外の資料において、善行美談

がいくつか残されている。

「震災情況誌」は、真鶴小学校における岡田英治校長の活躍と、斎藤緑郎の活躍の二つを記している。

岡田英治校長の活躍は後に教育・文化の節でみることにして、ここでは斎藤緑郎の活躍について見てみよう。斎藤緑郎は、震災直後真鶴村九三六番地、青木徳太郎方の二階から出火し、屋根瓦が落下して板葺だけとなった屋根をみて、屋根に登って消火活動を開始した。しかし、折からの余震により、地面に振り落とされたが、それにもめげず、また周囲の制止を振り切って再び消火活動を開始した。これを見た周囲の者も消火に協力し、その結果火は消し止められ、おかげで約五〇戸の類焼が免れたという。真鶴村は火災による被害が甚大だった中で、こうした活動が住民に深く感謝されたであろうことは想像に難くない。

一方、神奈川県地方課文書として県立文化資料館に残された「大正十二年度 震災功績調書、善行者事績書」でも真鶴における善行が残されている。それによると、梅原角三は当時二十歳であった。彼は、震災当日家族と一緒に西念寺の広場に避難していたが、村のあちこちから出火が起きたのを見て、自宅も類焼しそうだというので、家財道具を運び出そうと自宅に戻ろうとした。その途中、橋本淑一とその姉の高橋センの二人が倒壊した二階の下敷きとなって救助を求めているのを発見した。その時、二階は倒壊しそうになっていて危険であったが、その屋根に上って救助に向かい、畳を取り除き、床板を壊して、二人を救出したのであった。しかしこの時にはすでに自宅は焼失していたという。

第二節 復興の槌音

1 復興活動のはじまり

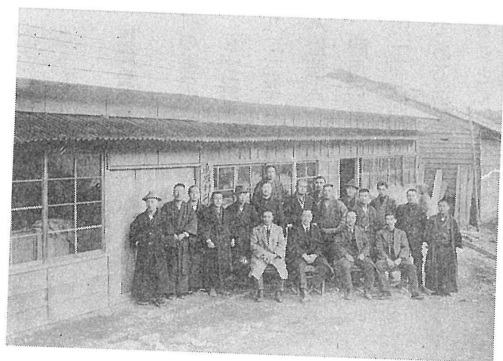
真鶴村復興 会の設立

真鶴村の震災復興活動は、一九二三年（大正十二）九月二十六日午後四時に真鶴村外二ヶ村組合役場仮事務所において開催された真鶴村村会によって、本格的に動き出すこととなった。この村会には第一号議案「真鶴村整理費他に関し起債の件」、第二号議案「起債に関し、これが調達方委任の件」、第三号議案「真鶴村復興会組織の件」、第四号議案「保安林一部払下間伐出願の件」の四つの議案が提案された。これらはいずれも真鶴村の復興活動に不可欠の内容を含んでいた。とりわけ、真鶴村復興会の設立は震災復興の基軸が確立したことを意味し、重要な意味を持っている。

震災後の復興活動推進のために、一九二三年（大正十二）の九月中旬から十月にかけて、神奈川県各地に復興会が組織されていた（『県史』通史編5 近代・現代(2) 273頁）。これらの中で、九月二十六日段階での復興会設立は、横浜・鎌倉の復興会に次いでかなり早い段階での設立といえるものであった。

真鶴村復興会は「復興に関する重要な案件を審議し、これに要する諸施設の計画並に実行をなす」（一条）目的で設立された。具体的事業としては、「土地の整理」「校舎及公共物の建造」「水道敷設」「共同住宅及び公設市場の新設」の四つがあげられていた。

復興会における審議は、その結果を真鶴村会に建議し、そのうえで実行することとなっていた（二条）。しか



応急真鶴村外二ヶ村組合役場と理事者吏員（1923年9月）

し、実際は復興会は、委員長一人（真鶴村長）と委員二〇人で構成されたが、委員には現在の村議、かつて村会議員だった者、さらに学識経験者の中から真鶴村長によって指名された者によって構成された（三・四・五条）。したがって、復興会の活動は、村会と一体となって進められたことがうかがえる。だがこうした組織のあり方は、後に復興費の支出をめぐる村内対立の一因ともなっていた。

実務面を担当する役職として、幹事長一人、幹事六人が村長の指名で置かれ（七・八・十条）、その事務処理を担当する専任の書記が村長の選任によって置かれた。復興会委員は無給（十二条）であったが、書記は有給とされた。

この時設立された真鶴村復興会の委員・幹事長・幹事をあげれば次のようであった。

真鶴村復興会委員

佐藤 倂一	田広 真平	富岡彦太郎	青木友三郎
遠藤 健吉	橋本 浪吉	青木 寿郎	青木 宗吉
森田 好蔵	檜原 正治	草柳 貞吉	草柳亀太郎
青木熊五郎	平井 政吉	立松 鎮虎	平井健太郎
和田 孝一	岡田 栄治	熊本勢太郎	青木 虎吉
真鶴村復興会幹事長及び幹事			
幹事長 青木 寿郎			
幹事 青木友三郎	遠藤 健吉	佐藤 倂一	草柳亀太郎

立松 鎮虎 草柳 貞吉

こうした体制で真鶴村では、震災後の村の復興活動を本格化させていった。

復興費の捻出 真鶴村の震災復興活動は、真鶴村復興会の設立で本格化した。復興費の捻出はまず起債によって行なうこととなった。この事は真鶴復興会設立の議案に先立って審議されているが、真鶴

村の震災復興に財政がどうかかわったかを具体的に示すものとして注目される。

まず震災復興のために村の整地費その他の費用として「五〇万円の起債」をなすと定められたが、この額は一九二三年（大正十二）度の経常部予算額が「二万七三九五円」という村の財政規模から見ると、経常部予算の一八倍強（一八八分）というばく大なものであった。

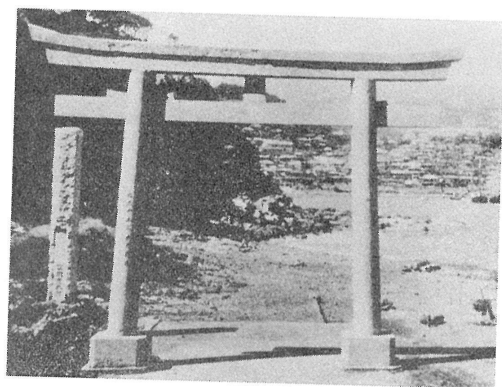
費用の具体的な振り分けは、「土地整理費二五万円」「校舎及び公共物の建造費一〇万円」「水道敷設費一二万円」「共同住宅及び公設市場新設費三万円」とされたが、その担保として予定されたものが、真鶴村最大の財源である漁業権であった。真鶴村は漁業権という財源があったために比較的財政にはゆとりがあったが、以後事あるごとに漁業権があてにされ、かつそれが過大に評価され財源不足をきたすという財政上の問題点を示すようになっていったのだが、それは改めて見るとして、いずれにしても震災復興費捻出の切り札は漁業権であった。具体的には、

神奈川県免許第五三九号 定置漁業台網類漁業師大謀網漁業権

同右 第四六一号 定置漁業台網類漁業師大謀改良網漁業権

同右 第五五一号 定置漁業台網類漁業師大謀網漁業権

同右 第五五二号 同右



貴船神社より街並みを望む（大正後期）

同右 第六二一号 同右
同右 第五七二号 同右

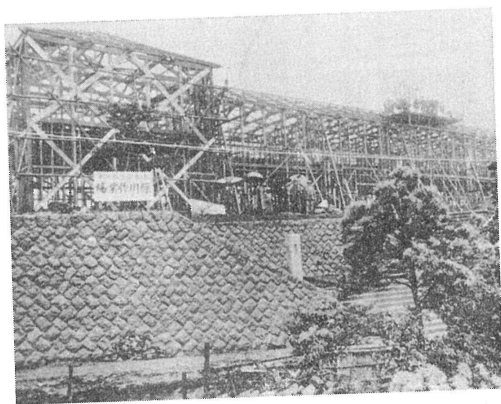
の六つの漁業権が対象とされた。条件としては、利息は年八歩以内、期限は三か年の据置期間をおき、大正十五年から一五年間に償還するというものであった。据置期間中の利子は、右の漁業権の賃貸収入であて、それでも不足する場合は、借款資金の利子をあてにすることが定められていた。こうしたことを定めたのは、漁業権は実

際にはかなり値動きがあり、確実にはあてにできないということの反映でもあった。さりとて漁業権の賃貸料収入を除いては租税収入以外に頼りになる財源はなく、据置期間終了後の償還も、右の六つの漁業権からあがる賃貸収入をあてにしている。利子のみの返済も漁業権だけではまかなえない場合を想定しておきながら、元利返済になっても相変わらず漁業権をあてにせざるを得ない村財政の苦しさを物語るものといえよう。

こうした状況では、なかなか資金融通者との間の交渉も大変なことが予想されるわけで、村会では、村の理事者は、最適任と考える者に、起債に関しその調達方法について、一切の権限を委任することとの決定も行なっている。

進む復興活動

震災直後の村の復興活動は、圧死者の収容、埋没した家屋等の掘り起こし、流失・半流失・焼失家屋



震災復旧で新築される真鶴尋常高等学校 (1927年)

の取り片付け、半潰家屋の立て起こし、交通の整理、食料の運搬・配給等様々な分野に及んだ。こうした活動の中心になったのは、青年団・消防団・在郷軍人会等の諸団体で、復興会との連携によって活動を進めていった。これら青年層を中心とした諸団体は、「夜警」も行ない、文字どおり眠れない夜を過ごしていた。

こうした活動も一九二三年(大正十二)十一月十六日に戒厳令が解除されたところには一段落したが、政府は震災復興を社会思想の引き締めとからめ、戒厳令解除直前の十一月十日には「国民精神作興ニ関スル詔書」を發布した。この詔書は、近年人々の生活が浮華放縱(ふかばほうじよう)に流れ、輕佻詭激(けいちょうきげき)の風潮も起こってきたのを天が戒めるために、国民に向かって一大警鐘をならしたのが関東大震災という「震災天譴論(てんけんろん)」に立っていた。こうした社会状況の中で震災復興活動は進められていったのである。

真鶴地域における震災復興活動は、まず、道路の整備、改修を中心とした土地の整理と住宅建設を柱として進められていった。

しかしながら、これらの整備・改修には思いがけない困難が横たわっていた。それはこうした活動を進めるうえで完全に技術者が不足していたということである。そこで、真鶴村外二ヶ村組合では、県の小田原土木事務所

設計・予算等を得ることができたのである。これを復興会に提示し、そのうえで村会の承認を得て具体的な復興活動が展開されることとなった。

こうして、一九二五年（大正十四）中には、真鶴駅と真鶴港を結ぶ真鶴停車場線が四間幅（約七・二メートル）で新設開通することができた。この工事は特に真鶴橋下を約九メートルも掘り下げる難工事だったが、これに成功し、この切り通しがこの時できて、初めて本格的に真鶴駅と真鶴港の連絡ができるようになったのである。

一方、岩村でも陸軍石丁場の松下げを得て、海岸に新しい坂を開削して、岩村と真鶴駅を結びいわゆる岩村真鶴停車場線が一九二六年（大正十五）に造られ、以後二年間の改修工事を経て、一九二七年（昭和二）に完全に工事が終了した。こうして、震災復旧活動の中で、今日の真鶴地域の基幹道路が次々と完成していった。

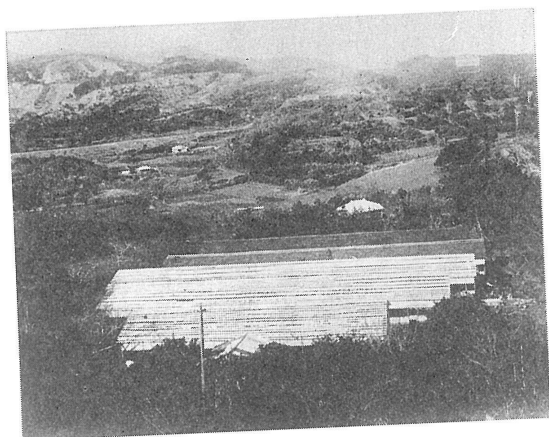
バラック住

宅の建築

道路の復旧と同時に震災復興の重要課題が、住宅の建設であった。

真鶴地域では、一九一八年（大正七）三月に真鶴村でいわゆる「おわか火事」と称される大火があり、二五一戸を焼失し、翌月の四月には岩村で二五戸を焼失するという不幸が相次いだ。その再建も間もなく一九二三年（大正十二）九月に再び大半の家を失うという憂き目にあったのである。

震災での避難所の暮らしは一〜二週間から一か月近く続いた。もともと避難所から焼失した屋敷跡に戻った人たちも新居をすぐに再建というわけにはいかず、ひさしを作っただけの簡単な家に住むという状態だった。バラック住宅を建てようという動きがでてきたのは、早い人で九月の終わりころで、年が明けてようやく本格化した。道路の新設、改修が一九二三年（大正十二）十二月に県から三宅技師を派遣してもらって本格化した時期とほぼ同時期である。真鶴地域の震災復興活動は一九二四年（大正十三）になってやっと本格化したのである。



町営罹災者収容住宅（幸路ヶ坂・1923年9月）

バラック住宅は一九二四年（大正十三年）八月に内務省社会局の資金援助を受けて建設され、竣工と同時に真鶴村に管理が引き継がれた。建築直後のバラック住宅への入居希望は多く、一九二五年（大正十四年）一月には入居者の入れ替えを行なおうとした村当局の対応に対し、入居者が入れ替えをやめるよう陳情書を提出する騒ぎまで起きている。しかし、一九二六年（大正十五年）七月に真鶴村が内務省社会局からバラック住宅の無償払下げを受けたころには、ほぼその目的を達し空き家の状況であった。こうした点から、震災後の復興活動は真鶴村が真鶴町となった一九二七年（昭和二年）ころ、一段階したといえそうである。

一方、岩村でも住宅建設は村政の急務であった。地震による津波で岩村海岸通り五〇戸流失、埋没二戸、全潰九戸、半潰九戸（『震災情況誌』による）という状況は、そのことを大難題で、岩村では一九二四年（大正十三年）五月には、とりあえず大阪朝日及び毎日新聞連合募集による関東震災義援金の貸付けを受けることとなり、これによって一四五〇円の貸付けを住民に行ないその住宅建設を援助したのであった。

2 災害をのりこえて

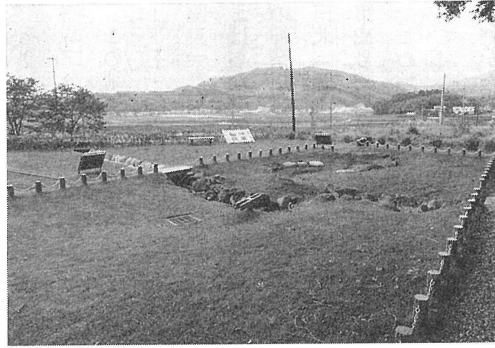
くり返す自 震災の余韻もさめやらぬ一九二四年（大正十三）一月十五日、またまた大きな地震があり、仮住然災害 まいの住家が倒されるなどの被害が発生した。さらに翌年の八月二十八日には豪雨があり、真鶴

村では二戸が流失する被害を受けている。このように、関東大震災後も、地震、豪雨、台風等による自然災害への備えは怠れなかった。

そうしたなかで、関東大震災後の巨大地震として注目されるのが、一九三〇年（昭和五）十一月二十六日午前四時三分に発生した北伊豆地震（豆相地震）であった。

この地震は、関東大震災ほどの被害をもたらさなかったために、あまり記録をとどめていないが、マグニチュード七・〇というもので、震源地域である箱根南部から北伊豆地方にかけては、各地で山崩れ、崖崩れが生じ、関東大震災以上の被害を与えたといわれている。死者二七二人、全壊家屋二一六六戸という被害数値は、人家のまばらな山間部の地震としてはすこぶる大きい被害で、直下型地震の恐ろしさを端的に示している。震源は当時の神奈川県測候所の記録である「豆相地震報告」によると、「箱根ヨリ田代、丹那ノ両震源地ヲ経テ浮橋ニ至ル南北ニ亘ル約三〇^{キロメートル}_{キロメートル}ノ断層線」（丹那断層）ということで、この地域に被害が集中した（『西さがみ庶民史録』第12号43頁以下）。

この地震はまた、神奈川県測候所所長の高木健が、地震発生直前の十一月二十三日に、湯河原町長の要請を受けて同町を訪れ、関係者（助役・温泉組合長・小学校長等）を呼んで、地震発生の可能性と発生後の地割れ等への細かな指示をなし、それがあたった事例としても注目されるものであった。



丹那断層(1995. 5現在)

一方、この地震は午前四時三分という十一月末のまだ暗い中で発生したもので、その際赤味をおびた不気味な稲妻様の発光現象が数分間、地震の強弱と共に強弱を示しながら続いたのを多数の人によって目撃されている地震としても有名である(『西さがみ庶民史録』第12号48~49頁)。

この豆相地震による人的被害は、真鶴村、岩村では報告されていない。しかし、物的被害はかなりのものがあり、真鶴町では全潰一軒、半潰二軒、破損三軒、傾斜一〇軒、石垣、道路等の破損七、八十か所に及び、岩村でも住宅半潰一軒、破損一軒、石垣十余か所の破損が県に報告されている。

豆相地震の影響は、真鶴地域についてみれば、関東大震災後の復旧活動が一段階したところで生じただけに、財政面で特に冷や水をあびせられることとなった。

一九三〇年(昭和五)の事務報告によれば、土木費等の財政支出はこの年、真鶴町外二ヶ村組合全体で四万八千五百七十七円をかぞえている。そのうち、三万一千七百一十二円はこの豆相地震による道路の改修等のために、国庫及び県費の補助を受け支出されたものであった。こうした財政支出を余儀なくされたことは、折からの昭和恐慌とも重なり、町や村には大きな痛手となった。それはまた、この地域が常に地震と背中合わせに生活していることを、改めて教えるものでもあった。

財政構造の変化 関東大震災は、村財政に構造的な変化を与えた。それは規模という外的な面と、財政内容という質的な面の両面において見られるものであった。

次の表4(a)~(c)は、(a)真鶴村(昭和二年から町)、(b)岩村、(c)真鶴村(町)外二ヶ村組合の各々の歳入・歳出の規模を、予算書・決算書をもとに整理したものである。一九二二年(大正十一)から一九二九年(昭和四)までの八年間について決算「決」とあるのは決算、「予」とあるのは予算を中心に整理してある。

まず真鶴村(町)についてみると、関東大震災が起きる直前の一九二二年・一九二三年(大正十一・大正十二)度の当初予算をみると、経常部支出額にほとんど差異は見られない。これに対し、臨時部支出額が一九二三年(大正十二)度には、前年度の二六六一円から三万七一五六円と一四倍弱も増加しているが、これは真鶴小学校の建築費を計上したもので、特異なケースであった。従って真鶴村の財政規模は、経常部・臨時部あわせて約三万円という一九二二年(大正十一)度の規模が一般的といえた。

ところが一九二四年(大正十三)度は、関東大震災後の復旧経費のために、経常部支出は約二五%増、臨時部支出は、小学校建築費のような特殊な財政支出を予定しなかった一九二二年(大正十一)度のそれに比べ、約三五倍というばく大な額の支出を強いられた。しかもこの額は、決算額であって、当初必要と見込まれた額は経常部・臨時部をあわせた総額三一万八九五円で、決算ではそれが一二万六九四八円と約四割に抑え込まれたなかでの数字であった。

そのうえ、こうした財政規模は以後元に戻ることはなく、関東大震災を境にして、経常部・臨時部をあわせた歳出総額が三万円前後の財政規模であった真鶴村は、歳出総額一〇万円以上の財政規模の村(町)になり、以後その状況は継続していくこととなったのである。

同様の傾向は岩村でもみられることは、表4-1(b)の歳出総額の推移をみれば明らかである。

一方、右のような財政規模の膨張は、財政内容の変化を伴って進行していた。真鶴村・岩村は従来、財政規模

表4-1(a) (予算) 決算(真鶴村→真鶴町)

	歳 出			歳 入	歳入出差引 残 金	備 考
	経 常 部	臨 時 部	計			
(予)	T11年度 26,609円	2,661円	29,270円	133,037円44銭 77,915円37銭 45,099円11銭 4,534円71銭 15,592円72銭 1,036円03銭	6,089円16銭 367円12銭	(臨)小学校建築費 36,172
(予)	T12年度 27,395円 (+686)	37,156円 (+35,281)	64,551円 (+35,281)			
決	T13年度 34,043円17銭	92,905円11銭	126,948円28銭			
決	T14年度 33,934円21銭	43,614円04銭	77,548円15銭			
決	T15年度 34,661円84銭	117,162円28銭	151,824円12銭			
決	S2年度 41,411円37銭	150,675円20銭	192,086円57銭	196,621円28銭	4,534円71銭	
決	S3年度 41,520円85銭	203,601円51銭	245,122円34銭	260,715円06銭	15,592円72銭	
決	S4年度 49,135円86銭	62,475円86銭	111,611円72銭	112,617円75銭	1,036円03銭	

表4-1(b) (予算) 決算(岩村)

	歳 出		歳 入	歳入出差引 残 金	備 考
	経 常 部	臨 時 部			
(予)	T11年度 10,804円	248円	11,052円		
(予)	T12年度 9,964円 対前年(+840)円	7,153円	17,117円		

表4—(c) (予算) 決算 (真鶴外二ヶ村組合)

		歳 出			歳 入	歳入出差引 残 金	備 考
		経 常 部	臨 時 部	計			
決 決 決 決 決	T 12年度	8,860円86銭	17,319円16銭	26,180円02銭	36,244円80銭	10,064円78銭	
	T 13年度	13,808円23銭	14,944円08銭	28,752円31銭	37,437円38銭	8,685円07銭	
	T 14年度	12,640円46銭	6,988円45銭	19,628円91銭	30,921円86銭	11,292円95銭	
	T 15年度	12,192円92銭	35,778円33銭	47,971円25銭	63,180円47銭	15,209円22銭	
	S 元	12,203円57銭	33,727円28銭	45,930円85銭	48,307円47銭	2,376円62銭	
決 決 決	S 2年度	13,367円31銭	19,837円67銭	33,204円98銭	33,219円59銭	14円91銭	
	S 3年度	14,248円59銭	12,964円26銭	27,212円85銭	27,450円01銭	237円16銭	
	S 4年度	12,946円90銭	8,334円05銭	21,280円95銭	21,282円84銭	1円89銭	
(予) 決 (予) 決 決 決	T 12年度	10,896円50銭	6,381円11銭	10,675円	10,675円	0	
	T 12年度			17,277円61銭	18,217円10銭	939円49銭	
	T 13年度	13,786円03銭	2,444円16銭	13,396円	13,396円	0	
	T 13年度	13,332円21銭	7,303円78銭	16,230円19銭	23,345円45銭	7,115円26銭	
	T 14年度	13,443円37銭	9,474円49銭	20,235円99銭	32,858円66銭	12,222円67銭	
決 決 決 決	T 15年度	16,165円48銭	9,490円05銭	22,917円86銭	24,325円18銭	1,407円32銭	
	S 2年度	17,238円05銭	1,004円80銭	26,239円49銭	25,656円33銭	583円16銭	
	S 3年度	16,477円37銭	3,090円92銭	18,343円35銭	18,342円85銭	0円50銭	
	S 4年度			19,568円29銭	19,730円53銭	162円24銭	

表5 国庫借入金
(1) 真鶴町

年 月 日	借 入 額	目 的	借 入 先	償 還 財 源
① T14. 4. 14 ② T14. 4. 14 ③ S 4. 4. 30	(甲) 19,000 30,000 50,000	小学校以外の震災復旧費 小学校復旧施設費以外の歳入 欠陥補填 震災復旧小学校校舎建築費に 充用	神奈川県 神奈川県 神奈川県 神奈川県	村税その他一般財源 村税その他一般財源 町税その他一般財源
④ T13. 7. 28	11,270	真鶴村震災罹災者住宅建設融 通資金	神奈川県	転貸金収入
⑤ T13. 3. 28	18,400	真鶴町立尋常高等小学校応急 費	神奈川県	村税及一般歳入
⑥ T15.12.24	13,500	住宅建築資金として住宅組合 の貸付資金に転貸	神奈川県	住宅建築資金貸付金償還金 並に村税その他一般歳入
⑦ S 3. 5. 1	22,300	住宅建設資金として住宅組合 に転貸	神奈川県	住宅建設貸付資金の償還金 並に村税その他一般歳入
⑧ S 3.11. 6	19,345	小学校校舎新築費	㈱神奈川県農工銀行 經由㈱日本勧業銀行	町税その他一般歳入
⑨ S 4. 2. 7	16,800	水道布設費	㈱神奈川県農工銀行	水道事業により生ずる収入 及町税その他一般歳入
⑩ S 4. 5. 28	69,600	水道布設費	㈱神奈川県農工銀行	水道使用料の収入及町税そ の他一般歳入
⑪ S 2. 3. 25 ⑫ T13.12.18	50,000 4,795円39銭	小学校校舎新築費に充用 震災応急費	通信省簡易保険局 運用部資金	村税その他一般歳入 村税

第3章 関東大震災から村の再生へ

資金	⑬ T13. 11. 19	1,422円03銭	震災応急費及び歳入欠陥補填	運用部資金	村税及一般歳入
		計 326,432円 42銭			

(2) 岩 村

	年 月 日	借 入 額	目 的	借 入 先	償 還 財 源
国 借 入 庫 金	① T14. 4. 7 ② T14. 4. 29	(円) 1,500 2,700	震災復旧施設費 小学校復旧施設費以外の歳入 欠陥補填	神奈川県 神奈川県	村税その他一般歳入 村税その他一般歳入
神奈川県 借入 金	③ T13. 7. 28	1,450	住家建設資金補填貸付	神奈川県	転貸金収入の他村一般歳入
預 金 部 資 金	④ T13. 3. 28 ⑤ T15. 12. 24 ⑥ S 3. 5. 1	5,200 13,500 10,000	岩村立尋常小学校改築費 住宅建設資金として住宅組合 の貸付資金に転貸 住宅建設資金として住宅組合 に転貸	神奈川県 神奈川県 神奈川県	村税 住宅建設資金貸付金の償還金 並びに村税その他一般歳入 住宅建設貸付資金の償還金 並びに村税その他一般歳入
		計 34,350			

が比較的小さかったこともあり、かつ漁業権や土地を所有していたということもあって、借入金による財政運営をせまられることはなかった。それが震災復旧に巨額の財政支出が求められ、以後村(町)は、借金体質を余儀なくされていく。その間の様子を整理したものが表5である。この表は一九二五年(大正十四)から一九二九年

(昭和四)までの五年間に真鶴村(町)と岩村が借入れをなしたものの一覽であるが、真鶴村(町)の借入金総額は、この間三二万六〇〇〇円を数えている。この額は優に当時の真鶴町の年間予算規模を上まわっている。岩村のこの間の借入総額三万四〇〇〇〇円は、当時の岩村の年間予算規模で、この点真鶴村(町)より財政的には安定しているといえる。

ただ実際には、財政収入の確保には借入金以外に多額の起債を行っており、財政の借金体質は以後根本的に解決されることはなかった。そうした意味で、関東大震災は財政面でも大きな変節点をなしているのである。

3 新たな産業活動を求めて

産業の復興
に向けて

関東大震災の復興活動が本格化していくなかで、新たに就労問題が発生していた。こうした状況に対応するべく、神奈川県では震災後さかんに副業奨励の宣伝を行なった。その結果、各地に副業奨励団体が設立された。真鶴村でも震災後、副業奨励団体が設立され、真鶴副業振興会と称した。人員は一〇人ほどであったが、靴下、手袋、セーター等を生産し、その活動は順調であると一九二四年(大正十三)十月二十日の『横浜貿易新報』の記事は伝えている。

一方、産業の復興を下支えするものとして、金融機関の再編が進んでいったのも震災後の注目すべき動きであった。

一九二四年(大正十三)七月二十三日、足柄下郡下の小田原銀行・足柄銀行等五銀行の代表は、足柄下郡長吉野勝の呼びかけで、足柄下郡役所に集合し、各銀行の解散を決議し、合同準備委員会を発足させたのであった。三日後には、合併銀行名を「小田原実業銀行」と定め、十月の開業をめざして、その活動を本格化させた。しか



石切り場から運び出した石

し、銀行間の業績や資産の評価をめぐる対立が生じ、足柄銀行は不参加ということになったが、十一月五日には小田原実業銀行が正式に発足し、足柄下郡地域の産業復興を後押しすることとなった。

しかしながら、こうした銀行は、真鶴地域のような比較的零細な産業への融資には必ずしも積極的とはいえず、地域に密着した金融機関の設立は、産業活動への再建にとって重要な課題とされた。

こうした地域の期待を担って設立されたのが、一九二四年（大正十三年）四月二十三日に神奈川県知事に対して設立許可申請を行なった有限責任会社真鶴信用組合であった。

この信用組合は、草柳亀太郎を代表者とし、ほか九人の理事、監事によって運営されたものである。これらの者の職業は漁業・石材採掘販売業・雑貨商・医師等様々であったが、経歴は前・元区長、現・前村会議員でありこの組合が村の政治と深くかかわっていた様子がうかがえる。それは、この組合の設立申請書添付の設立理由書で端的に述べられている。ここでは、真鶴村住民は漁業・石材業・運漕業等の産業で多大の利益を得ているにもかかわらず、貯蓄思想が低く、余裕のある時は奢侈に流れ、困窮すると質屋等の高利貸しからの借入れをなす状況で、震災後一層金融逼迫^{ひっ迫}の状態なので、貯金思想の涵養^{かんよう}と産業資金の融通をめざすとされている。

こうして実質的には村政と一体をなしながら産業の震災から

の復興活動も展開されていったのである。

みかん輸出 みかんの栽培は、相州蜜柑として大正
の拡大 期に入ると真鶴地域の重要産業となっ

た。一九二三年（大正十二）は、みかんの当たり年で
大豊作だったが、そこに地震が襲ってきて、みかんの



現在のみかん畑（岩・松本農園1994年12月）

真鶴石のゆくえ

中路 修平

鎌倉・箱根地方にある著名な石塔・石仏類合わせて五四
体の建立年銘をみると、半数が一四世紀ついで一五世紀
で、石質の九割以上が安山岩である。「日本石材史」によ
れば、鎌倉・長谷大仏の礎石および北条氏一族の墓石は真
鶴産小松石と推定され、また安政九年（一七七九）島津重
豪が建立した源頼朝の墓や五層塔も真鶴産小松石と鑑定さ
れている。

中世以来真鶴付近の石材は、伊豆石・相州石・六か村
石・相州堅石などと呼ばれ、墓石・築（城）石などに重用さ
れてきた。承応三年（一六五五）根府川石の密売取調（稲
葉家「永代日記」）の中に、岩・真鶴ともに調べを受けた
ことが記されていることから、当時真鶴産のものも根府川
石と呼ばれていたと推察される。すると鎌倉に残る石造物
が安山岩であるならば、当然その中に真鶴産のものが相当
部分含まれていたと考えられる。

近世も一八世紀（正徳年間）になると、築城・町づくり
といった武家政権下の需要も一段落をみせ、石材業は不況
に見舞われる。しかし一九世紀中頃（嘉永三年）に幕府は
海防政策の上から、品川台場をはじめ小田原、真鶴、大磯

根まで掘り起こされるという、みかん農家は甚大な被害を受けた。その被害実態は本章第一節の4、表3⑥でみるとおりである。

こうしたなかで、一九二四年（大正十三）になるとみかんの輸出をめぐって新たな問題が生じ、真鶴地域のみかん栽培も少なからぬ影響を受けることとなった。その問題とは、横浜・大阪・神戸の貿易商によって組織された日本柑橘輸出協会が、この年の米国行輸出みかんの数量を五〇万箱に自主規制したという問題であった。そのために輸出協会員以外の者はみかんの輸出が困難となり、震災被害に追い打ちをかける打撃を受けることとなったのである。

これに対し、蜜柑同業組合の販売業者大会は自主規制の撤廃を決議し、輸出協会と鋭く対立することとなった。その後この対立は、紆余曲折を経て輸出協会と各地の同業組合の間に妥協が成立し、真鶴地域のみかん業者が加入する相州蜜柑同業組合も、この年の十一月十五日には横浜港から英領カナダに向けてみかんの輸出を行なうことができるようになった。数日後にはアメリカ及び中国の大連に向けてみかんが一〇〇箱以上も輸出され、品不足でみかん相場はたちまちつり上がっていった。翌年十一月にはみかんの輸出先は中国のみとなった

に台場を築造し、石材はふたたび脚光を浴びるかたちとなる。やがて明治新政府となるや、富国強兵・近代国家建設の旗印の下、官営民営の産業活動は活発化し、ここで石材需要の波は従来の塔、墓石、建築礎石に止まらず、広く土木建築資材としての需要範囲を拡大した。

明治・大正期の建設工事は小田原地方でもその例数は多く、代表的な公共事業としては官業鉄道東海道線・鉄橋、小田原電気鉄道、国鉄熱海線があり、東京湾地帯では富津砲台はじめ横須賀軍港関係施設工事用石材の供給と運搬に真鶴地区の産業機能は大きな役割を果たした。

昭和期になると、軍需民需あわせての膨大な土木事業の石材需要に対し、関東随一の産出地としての要請にこたえ実績をあげたが、伝統的な安山岩系の相州石も、茨城県稲田産系花崗岩の台頭に市場を脅かされ、戦後における需要量は停滞気味ではあるが、真鶴産小松石独特の岩質の希少価値が、いまでもって失われていない。

が、三〇〇〇箱が横浜港から積み出され、みかん景気に沸いたのであった。

こうしたみかん同業組合者が、日本柑橘輸出協会に對抗して海外に輸出ができるようになるうえで功績があったのが、真鶴にゆかりの深かった胎中桶右衛門であった。彼は一九二七年（昭和二）、田中義一内閣の農林審議会議員として、真鶴漁港修築に尽力した人物として知られているが、みかんの輸出問題でも同業組合側に立って、輸出協会の輸出独占を打破した人物として、真鶴地域での評価は高い。

海女の活躍

真鶴地域に海女の姿が見られるようになったのは、一九二三年（大正十二）春以降のことであった。漁業組合で行なった鮑^{あわび}の請負入札の結果、青木秀二が一万一〇〇〇円で落札し、鮑採取のために志摩地方から海女を雇い入れたのが真鶴地域に海女が来るきっかけとなった。

彼女たちの何人かは真鶴で結婚し、今日の真鶴地域の海女の先達となったわけだが、その故郷、志摩地方

海女（あま）の生活

中路 修平

潜水漁の歴史は古く、『魏志倭人伝』（三世紀）や『万葉集』（八世紀）にせらしき記述が見られ、『延喜式』（十世紀）に、アワビ採取地として相模・安房の東国、伊勢・志摩の畿内それに西国（四国・九州）などの九か国の名が出ている。また真鶴地方の古記録としては、北条家朱印状（一六世紀）に「かつき衆」の記載がある。「あま」については、古来「海士・蟹人・海人・あまうど」はか種々に表記・呼称されているが、「かつき衆」は真鶴地方特有の呼び名で、「潜（かず）く」の古義に由来すると思われ、いずれも鮑（あわび）・海藻の採取や潜水突漁にたずさわる男子をさし、この地方において女子（海女）が登場するのは近代（大正年間）になってからである。

江戸期の海漁においては「沖は入会（いりあい）、磯は根付け」の原則があつて、磯は地元の専有で村外者の使用は禁じられていた。また村内でも海士仲間の親方から資格を認められた者以外は就労できなかったのが、明治の改革にもなつて各村に組織された海士組合が磯の運営権を行使し、海士は組合に雇用される身分となる。

真鶴においては、漁業組合は事情により磯の使用権を希

志摩の海女の出稼ぎ範囲は広く、北は北海道（礼文島・利尻島）、静岡県は伊豆、神奈川県は真鶴から三浦半島、南は九州から朝鮮（釜山・元山等）にまで及んでいる。

最も盛んだったのは明治中期から昭和初期にかけてで、初めて出稼ぎに出るのは一九二〇歳ころだった。これらの地域の中でも伊豆方面への出稼ぎがとりわけ

585

多かった。真鶴地域の海女の出身地の一つである石鏡^{いじか}（鳥羽市）では、嫁入り前の女性は出稼ぎに行ってきた、はじめて一人前の海女とみなされ、出稼ぎは女性の修業の場でもあったという（『海と人間』一九八九年秋 鳥羽・海の博物館特別号 野村史隆報告文）。

第三節 真鶴町の誕生

1 真鶴村から真鶴町へ

二ヶ村組合活動 真鶴村外二ヶ村組合は一八八九年（明治二十二）四月三十日に「真鶴村・岩村・福浦村組合協
と伝染病予防 議規程」を定めて発足した。しかし、この規定は現存せず、内容は不明である。その後一九一

七年（大正六）三月に規約改正を行ない、その際組合において共同処理事務として

一、組合内各村ノ事務執行ニ関スル件

二、衛生ニ関スル件

三、救助ニ関スル件

四、勸業ニ関スル件

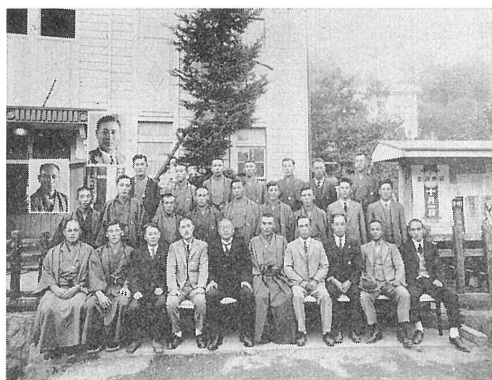
の四つが改めて定められている（『資料編』553頁）。

この共同処理事務はさらに、真鶴村が真鶴町となって規約改正が行なわれた折に、再度その内容を改めてい
る。その結果、右の一には変更がなかったが、二、三、四は

二、伝染病予防ニ関スル件

三、隔離病舎ニ関スル件

四、社会事業ニ関スル件



町長・町会議員ら（1930年10月）

と改められた。

これは、一九一七年（大正六）から一九二八年（昭和三）にかけて関東大震災をはさんで、特にコレラやチフスなどの伝染病がこの地域に蔓延し、これに対する防備が各町村における緊急の課題とされたことを背景としている。

コレラやチフスなどの伝染病の発生については、一八九〇年（明治二十三）ころから、しばしばその発生が騒がれている。特に一九二・一六・二一年（大正元・五・十）には大発生し、死者まで出ていた。また一九二六年（大正十五）四月二十五日の『横浜貿易新報』は、「吉浜・土肥村では隣村真鶴村に数名のチブス患者も発生したので、その侵入を防ぐため、予防等として大掃除を行なっている」と報じ、伝染病予防に対する住民の意識を伝えている。

こうした伝染病に対する予防とその後の対応は、村にとって緊急の課題であったが、一村だけでは効果がなく、かつ財政負担も大なるものがあった。そのため、一九二八年（昭和三）の真鶴町外二ヶ村組合の共同処理事業として「伝染病予防」や「隔離病舎」の運営が具体的に定められることとなったのである。

大正末期から昭和初期にかけて、行政活動は少しずつではあるが、着実にその幅を広げていた。



大震災前の真鶴村（大正初期）

昭和の幕開 一九二四年（大正十三）七月、護憲三派（憲政会・政友会・革新倶楽部）による加藤高明内閣が
けと真鶴村 成立した。この護憲三派内閣は、公約の一つに行政整理を掲げていた。その具体策の一つとして

一九二三年（大正十二）四月に郡制が廃止されたあとも、行政機関としては依然として町村行政の指導・監督を
行なっていた郡役所の正式廃止（一九二六年（大正十五）七月）が実施された。

郡役所の廃止は、町村自治権の拡大につながり、従来町村自治会で議決をしても、県の認可が必要とされた事
項（例えば真鶴村の漁業権処分）が、町村会の議決でできるようになり、
真鶴地域にも直接的影響をもたらしたが、その点は改めてふれることと
しよう。

一九二七年（昭和二）五月二十三日、真鶴村外二ヶ村組合は、「真鶴
村を改めて真鶴町と為し、昭和二年九月一日より施行する」との議決を
なし、神奈川県知事に申請することに決した。後日、この議決は「十月
一日より施行」と変更され、現にそのようになるが、この申請書はその
中で村を町となす点についていくつかの理由をあげている。それは一方
で、当時の真鶴村が大きく変化していくことを端的に述べているもので
もあった。以下その理由書の述べるところを見てみよう。

理由書は、まず真鶴地域には産業としては、石材・漁業があるが、こ
れが関東大震災後ようやく復旧してきたこと、また熱海線の開通（一九
二二年（大正十一）十二月、大正十三年十月には湯河原まで開通）で陸

の交通の便がよくなったことを述べ、真鶴村発展の基本的条件が整ったとしたうえで、関東大震災以後の村の復興状況を具体的に述べるのである。

それによると、陸の交通の拠点となる熱海線真鶴駅と海の交通の拠点たる真鶴港を結ぶ県道真鶴停車場線が新設され、陸と海の連絡は完全になったこと、一九二七年（昭和二）には村の発展にかかわる事業が進んできたこと、すなわち奥村金作と岬の開発について覚書が締結され、真鶴村外二ヶ村組合役場が完成し、築港期成同盟が発足し真鶴漁港修築が本格的に動き出し、真鶴村、岩村で水道使用条例が制定され、岩村では簡易水道が使用されたこと、また真鶴小学校が完成したこと等が次々と述べられている（資料編663～664頁）。

これらの出来事は、今日の真鶴町の姿をみる時に、確かにその原形をつくるものといえる。それは真鶴町が昭和改元とともに本格的な町づくりを歩みはじめたことをも意味している。

町制の施行と

大真鶴の夢

真鶴町制施行は、本来真鶴村だけでなく、組合役場を構成していた岩村・福浦村もあわせて大真鶴を建設しようという中から実現したものであった。

真鶴村外二ヶ村組合の存在は、結果的には村会が三つ、組合会が一つと四つの会議をやらねばならず、収入役の手元には四組の帳簿を備えつけ、役場事務は複雑を極めつつあった。従って、村政の大半は共同して行なわれているわけで、その合併が志向されたのは事の当然といえた。

しかしながら、村財政の実態にはかなりの差異があり、これが合併には障害となった。例えば漁場一つをとっても、岩村は漁業組合有、福浦村は漁業権者有、真鶴村のみ村有という状況であった。村有土地の状況も同様の状態であった。さらに、合併した場合、議員が一八人に減ずるとして、選挙人数が真鶴村八百余人に対し、岩村・福浦村を合わせても五〇〇人に足りない。従って岩村・福浦村の利益は守られない恐れがあるなど、問題点

が噴出してきた（『真鶴町報第一号』、一九三〇年（昭和五）十二月一日発行12頁）。

このように村を改めて町としようとする動きは、大真鶴の形成と軌を一にしており一九二六年（大正十五）にはかなり話が進んでいた。『横浜貿易新報』のこの年の二月二十八日の記事は、「真鶴と宮の下に町制実現の運動、刺激されてぶり返して小田原市制」と書いた。しかし、右のような事情で真鶴村のみが単独で町制をなすこととなったのであるが、一九二七年（昭和二）五月二十三日の真鶴村を改めて真鶴町となす申請議決後にも、真鶴村・岩村・福浦村の合併追求は続けられ、六月八日には三村の合併について、「神奈川県に依頼して、各村の財産関係其他各種の合併条件につき立案すること」を決め、「組合役場落成後三ヶ村村会議員が合併問題について懇談すること」を議決した。

しかし、この動きはその後具体化することなく、三〇年後の真鶴町と岩村の合併まで待たねばならなかった。

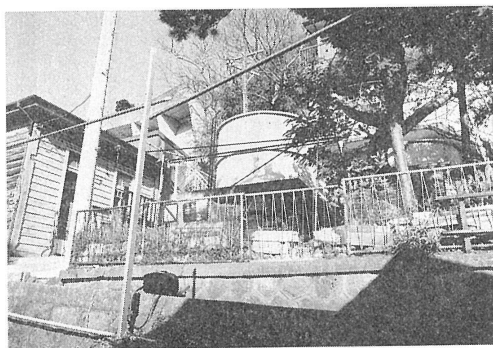
2 上水道の敷設

水源を求めて 真鶴村は昔から水不足に悩まされてきた。それが顕著になったのは、関東大震災の時であつた。

消火活動をするようにも水がなく、土をかけて消火活動をしたと当時の人々は伝えている。さらに明治二十年代から大正末年（一八八七年から一九二五・六年）にかけて、前述のように赤痢やコ



町会議員ら（1930年10月）



旧水道水源（磯崎海岸・1994年12月現在）

レラ等が何度も港町真鶴を襲ったが、その対策上問題とされたのが、水不足による不衛生の問題であった。

また水不足は観光立町をめざす立場から大きな課題であった。せっかく別荘地として都会人士が真鶴の地を選んでくれても、水不足で別荘地購入を断念していると一九二六年（大正十五）四月二十二日の『横浜貿易新報』は伝えているほどであった。

こうした事情で、真鶴地域に水を供給するための水源の確保は、村当局の重要な課題であった。

岩村においては幸いに水不足は問題とならず、一九二四年（大正十

三）七月には、簡易水道工事が始まり、同年九月には完成をみた。

これに対し真鶴村は水源の確保が大きな難題で、震災復興にあわせて水道実現をめざしたが、水源の確保がままならず容易に実現しなかった。結局、村外に水源を求める活動が進められ、一九二五年（大正十四）七月には吉浜村に新崎川上流の水の引用を申し込んだが断わられてしまった。また、一九二六年（大正十五）四月には、青木潔が真鶴駅裏に水路を掘り、それを用いて水道敷設も試みたが、消防ポンプを持って行って水量を測ったりしてみた結果、水量不足で失敗に終わった。

一九二七年（昭和二）に入ると再び村外での水源探しが始まった。まず、江の浦昌廉寺滝の水を用いて真鶴村に水道を引く設計ができたが、水量が不足することがわかり水源地として断念せざるをえなくなった。次に湯河

原に再び水源を求め、落合橋上流の水、泉トンネルの水、鍛冶屋川の水などが次々と物色され、それらの費用として一二万五〇〇〇円の工事費まで予算計上されたが、結局いずれも目の目を見ることはなかった。

水道の開通

そこで、やはり真鶴村内に水源を求めることとなり、真鶴村海岸の湧水に最後の望みをかけたのである。一九二七年（昭和二）五月から七月にかけて数か所の候補地が掘さくされ、水質検査等が行なわれた。その結果は、県が多田亮技師の担当した磯崎海岸の湧水が水量も多く可能性が高かった。しかし塩分が濃く、県の衛生試験所の検査結果は飲料不適となってしまった。万策尽きたかにみえたところで、当時の松本赴村長は、胎中楠右衛門代議士と共に当時の県の衛生問題の責任者であった警察部長を訪ね、真鶴には他に水源のないこと、現在も磯崎の水を飲んでいること、今まで何回も火災にあって消防の水がなく難渋したことを説明し、特別の便宜を願い、何とか一九二七年（昭和二）八月十四日に真鶴水道認可が得られたことを『真鶴町報第一号』（一九三〇年〈昭和五〉十二月一日発行）で松本赴は披露している（17～18頁）。

認可を受けて、真鶴村も岩村も水道の本格的使用に向けて、水道条例を制定した（真鶴村一九二七年〈昭和二〉九月二十三日、岩村同年十月二十八日）。そして、翌年五月には真鶴町は、町費をもって水道を敷設することを議決したのである。

こうした足早の水源探しは、一九二七年（昭和二）五月から本格化した真鶴漁港修築の動きとかがわっていた。それは、真鶴村において水源の確保が成り、水道が敷設されるということは、真鶴港における給水を容易にし、漁港修築にはずみをつけるということを意味していたのである。

こうして、一九二九年（昭和四）三月三日、桃の節句に水道通水式が挙行された。このことは、二年前の真鶴村外二ヶ村組合役場の落成式典において、時の村長で組合長であった松本赴が、県知事を前に真鶴の三大事業と

してぶちあげた「水道」「遊園地」「漁港修築」の一つが実現したということでもあった。それはまた、大真鶴への夢が大きくふくらんだ一瞬でもあった。しかし、こうした大事業の連続は、昭和恐慌と相まって町の借金体質をふくらませていった。

一九二九年（昭和四）五月十日の水道費国庫補助申請書における起債理由書は、水道の敷設が大真鶴の発展と深くかかわっていると、町の将来の発展の希望を述べながら、一方で関東大震災以後の町財政の疲労困憊（こんぱい）ぶりを切々と述べている。

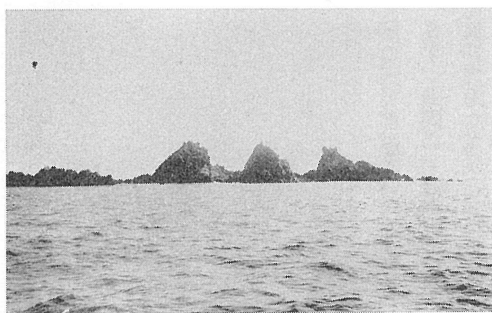
3 岬の開発

日本鉄道事業株式会社 「真鶴村の発展はあくまでも岬の利用にある」とする考えは、真鶴村当局者の一貫した思い会社との契約問題で、熱海線開通後、その思いはますます強くなっていった。

その具体化にまず期待をかけたのが、東京市麴（まが）町の日本鉄道事業株式会社による真鶴岬の遊園地及び住宅地建設計画であった。この計画は、真鶴村が日本鉄道事業株式会社に村有地を六〇年間貸し付け、会社は借地上に文化村・ホテル・遊園地を建設し、あわせて道路改修、海水浴場等の設置を行なうものであった（『資料編』671～674頁）。

一九二三年（大正十二）六月四日に契約が締結されたこの計画は、ほどなくして発生した関東大震災のためにその実行が不可能となってしまった。そこで村ではやむなく同年十月十九日に契約の一時解除をなし、日本鉄道事業株式会社がより預かっていた預託金二万円を返却した。

一方、将来の開発について、日本鉄道事業株式会社に開発を再度行なわせる含みを残し、三か年間は日本鉄道



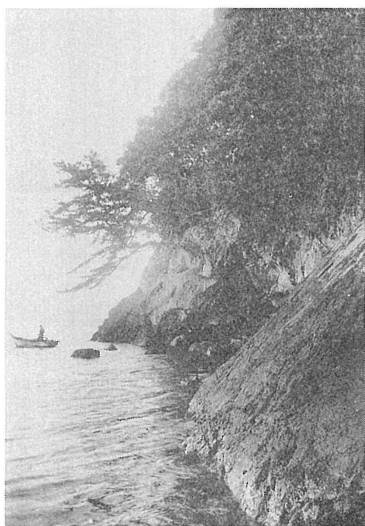
笠 島（別称三ツ石・1923年ころ）

事業株式会社に対し、村は優先的に再契約をなすことを覚書として確認をした（『資料編』671頁）。ただ日本鉄道事業株式会社の岬開発への取り組みは、必ずしも積極的ではなく、かつ保安林解除問題等もあり、村はその姿勢にいささかの疑念を抱いていた。例えば、一九二五年（大正十四）九月には、箱根土地株式会社との間で岬開発の話がでていたからと、日本鉄道事業株式会社に協議を申し入れたが、何らの返事も得られなかったのである。その後、日本鉄道事業株式会社は、覚書による三年間の優先権期間が切れる直前の一九二六年（大正十五）十月十七日、覚書に基づいて新契約を前条件でなすよう、村に要求してきた。

しかしこの時期、真鶴村は漁業権をめぐる、特売派と入札派が村を真つ二つにして対立している最中でもあった。さらに、日本鉄道事業株式会社との岬開発契約が一時解除された後、新たにもちがってきていた箱根土地株式会社との遊園地計画も契約打ち切りとなって、村は岬開発から一歩退くようになっていた。

こうして、同年十月二十六日、真鶴村は職務管掌橘川保の名によって、正式に日本鉄道事業株式会社に契約打ち切りの通知を出した。

箱根土地株式会社 一九二四年（大正十三）、箱根土地株式会社の箱根経営社の遊園地計画 計画の一環として、真鶴岬の遊園地計画がもち上がり、真鶴村は、村有地の遊園地経営に関し村長草柳由太郎の名でこの年の十二月十六日「箱根土地株式会社の遊園地経営に関する契約書」を「地上権設



鷗の岩屋（1922年ころ）

定契約書」と共に、箱根土地株式会社専務取締役堤康次郎との間に締結した。

契約内容は、地上権者である箱根土地株式会社は、一年間一反歩（約九九〇平方メートル）一円の割合で土地所有者である真鶴村長に支払うこと、地上権の設定期間は五〇年とし、期間経過後は、更新継続が行なわれ、その期間は相方協議のうえ決定するというものであった。この契約書には林学博士田村剛設定による造園計画が付されており、その内容によって村当局は計画の実現性に大いに期待を寄せたのであった。その造園計画は以下のようなものであった。

まず、造園の「計画の根本方針」が示されるのであるが、ここでは二つの方針が示されている。第一は真鶴岬は温和快適な気候と変化の多い地形と雄大な眺望を有しているので、これらの利点を用いて理想的な避暑及び避寒を兼ねた臨海遊園地をつくること、第二は真鶴周辺には湯河原、熱海等の温泉、保養地、別荘地をひかえているので、大箱根遊園地計画の中の水陸の大玄関をめざす。さらに真鶴岬は真鶴港を近くにひかえているので、港との連絡を密にはかること、の二点であった。

右の方針をうけて「計画の概要」として示されたものが次のようなものであった。すなわち、真鶴岬の開発にとって、必要不可欠なのが飲料水の確保であり、その施設を造ること、また下水処理施設も必要である。さらに電灯、ガスの設備も必要であり、こうした点の考慮が求められることを指摘している。また、震災復興後の真

鶴駅から岬までの自動車道路を開鑿^{かいさく}して遊園地への連絡を可能にすること、一方、遊園地内は、別荘・貸別荘等を有する一般区域と、旅館、倶楽部、展望台、水陸運動場、戸外娯楽設備等を有する公共区域に大別するとした。

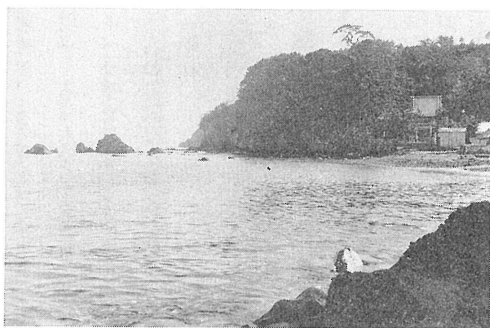
ここにみえる別荘地等の設置の計画は早くから村当局の注目するところで、漁港修築における費用捻出の方法の一つにしばしばとり上げられている。その原形はこの箱根土地株式会社の計画にみることができよう。公共施設をさらに具体的にあげて公会堂、劇場、活動写真館、海水浴場、釣魚場、海岸散歩道、天幕小屋、ベンチ、野営場と、ほぼ考えられるものがすべてあげられている。そのうえで、「本遊園地は暴風寒風等に曝され易きが故に現存する林木を保護撫育するはもちろん、その不足する部分には黒松を主としてマサキ・ツバキ・タブ・マキ・トベラ等を植栽して防風の用をなさしむ」ことを指摘している。

右の計画は、真鶴村における前述のような内紛や、保安林解除問題等により結局、一九二六年（大正十五）十一月末には特売派と入札派による村政混乱の中で解除され日の目をみないこととなった。しかし、田村剛の示した真鶴遊園地計画は、大枠でその後の遊園地計画の方向性を示しており、検討に値するものであった。

奥村金作の登場

箱根土地株式会社との遊園地開発をめぐる契約も解除されて間もなく、大阪の実業家奥村金作より遊園地計画が真鶴村に持ち込まれた。

真鶴岬の開発による遊園地計画については、様々な利権屋とおぼしき者の接触もあり、村当局もこうした者たちの持ち込む岬開発計画には警戒心を持つようになっていた。そうしたなかで、奥村金作は伯父の奥村仙吉が神戸六甲山の遊園地化に成功した実績を持つことから、村当局も積極的に奥村金作の遊園地計画に対応することになった。しかし、以前に何度も失敗している経過もあり、まず一九二七年（昭和二）一月十五日付で奥村金作と



貴船神社（1922年ころ）

「真鶴公園施設計画書」に関する覚書」を結び、その中で覚書締結後三か月内に計画書を提出すべきことに決した。この覚書に基づいて同年三月二十二日付で提出されたものが「真鶴公園施設計画書提出の件」である（『資料編』677頁）。

この計画書の提出を受けて、真鶴村では一九二七年（昭和二）四月二十日付で、真鶴村・岬・中山・一本松の山林約十三反（約一万三千平方メートル）の保安林解除申請を真鶴村漁業組合長の同意書をつけ、農林大臣に對して行なった。

奥村の「真鶴遊園並びに住宅計画書」の概要は次のようなものであった。まず「真鶴岬の自然」について次のように述べている。

一、真鶴岬ノ自然

計画地ハ相模国足柄下郡真鶴村ニ在リテ伊豆トノ国境ニ近カク相模灣ニ突出シタル真鶴岬ノ先端御料林ノ兩側ニ位シ熱海線ノ真鶴駅ヨリ約參拾町ノ地点タリ致々營々ノ環境タル東京ヨリ參時間弱横浜ヨリ約式時間又欽楽ノ巷タル湯河原熱海或ハ箱根ノ吞吐口タル各駅ヨリ一、二、三十分ニシテ達シ得ベシ此ノ停車場ヲ基部トシテ海中東方ニ向ッテ幅數丁長サ約一里ヲ突出スル岬ハ

（中略）

冬ハ霜雪ヲ避ケシメ夏ハ流汗ヲ去リテ涼氣ヲ覺エシム秋氣清キ時綠樹紅葉ニ織リ飾ラレタル頻海ノ丘上ニ止マレバ歓聲ハ一群ノ漁船大漁ノ旗下ニ起ルヲ聞クベク碧海ヲ滑ルガ如キ船ノ彼方ニ房総三浦ノ兩半島ノ連山或ハ大島ノ噴烟ヲ模糊ノ間

ニ望ムベク相模ト伊豆トノ山々ハ瞭然トシテ指呼スルヲ得遂ニ背後ニ合シ箱根山トナリテ聳立スルヲ見ルベシ而シテ上述ノ景色ハ彼ノ有名ナル二見岩ニ数倍スル笠島ノ三ツ石ヨリ昇ル黄金色ノ朝日ニ映ジ或ハ銀龍ヲ躍ラス夕月ニヨリテ更ニ千變万化シ此所ニ止マランカ一日ニシテヨク心身ヲ休養セシムルコトヲ得ベシ

斯クノ如ク本地ハ空気食物氣候等理想的ナルノミナラズ其景色ハ雄大怪奇清淨壯快ニシテ山海両面ノ趣キヲ味ヒ得ル優レタル大自然ノ地ニシテ彼ノ人口ニ膾炙セラル、絶勝ノ地ト雖之ニ比肩スルモノ少ナカルベシ

大分歯の浮くような部分もあるが、当時すでに「ベルツの日記」(『資料編623頁』)等で氣候温暖、風光明媚として都会人士に真鶴は知られるようになっており、そうした状況をふまえての表現といえよう。

遊園計画書 次いで「真鶴遊園並びに住宅地としての施設計画」を述べるが、その内容は概略次のようであった。まずその目は語る

的としては、都会人士が大自然中に心身を休養しようとしても交通不便な大自然ではなかなか悠遊できない。そこで交通の便もさして悪くなく、大自然も残された真鶴岬に遊園地及び住宅地建設を計画するというものである。

具体的には、真鶴岬と真鶴駅の一里(約四キロメートル)の道路は、バラや熊笹が生い茂って踏み分け難い小路しかなく、かつ曲がりくねっている、休養を求める人が歩ける所でない、時間を短縮するために幅三間(約五・四メートル)の自動車道路を建設し、道の両側に桜



龍宮岩(1922年ころ)

を植えることにするというものであった。

この計画は一九二八年（昭和三）に岬の保安林解除問題が中央の森林会議を通過するに及び、中山や一本松の保安林解除問題はなお残されたが、それは一応棚上げにして、同年八月、奥村金作と遊園地計画の仮契約が結ばれた。

奥村金作は直ちに遊園地道路の開通に着手し、御料林までの一三〇〇間（約二三四〇メートル）にわたって三間（約五・四メートル）道路を開設した。その結果、海軍無線電信所などには自動車で楽々行けるようになったのである。

無線電信所までは径が五センチの鉄管で水道を引き、その先は三センチ管で奥村金作が水道を引いたのもこうした活動の一つであった。つい最近まで春になると人々の目を楽しませてくれた上回りの道の桜並木は、この時植えられたものであった。

さらに遊園地計画では鮮魚を食事に供するために、休憩所あるいは食堂を造ることも計画していた。その計画のなかでは、当時この地方に入って来るようになった海女たちの取る鮑あわびなどを食事に供すると具体的にあげている。いかにも状況の変化に鋭い事業者の計画といえよう。さらに計画ではホテル・住宅・売店の計画もあわせて触れられていた。一方、飲料水の確保が最大の難問であるとして、大井戸の掘鑿くわさくを計画した。また海水を温めた潮湯の計画も述べている。そのうえで海水浴場とともにプールも造るとし、さらにテニスコートの設計にも触れている。遊覧船の航行、禽舎きんしゃの建設や水族館的なものの計画もあった。

さらに住家やホテルの建設は、現状に適合するように、各戸それぞれ形式を変えて、変化と美観を得ようとするのである。それはまた、自然との調和を重視するというものでもあった。

この計画は、前述のように一九二八年（昭和三）に入り、奥村金作が真鶴駅から岬に通ずる山回りに三間（約五・四メートル）道路を建設したところから、実現するかにみえた。しかし、ここに思わぬ伏兵がいたのである。それは保安林解除問題と御用邸計画問題であった。

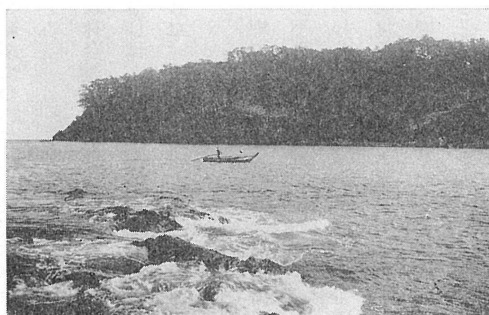
保安林の解除問題

大正から昭和初期にかけての、真鶴地域における保安林の指定解除申請は、主に二つの理由と御用邸計画問題によって行なわれている。一つは石材業の発展を理由とするもので、もう一つは観光開発を

理由とするものであった。その際、真鶴地域の保安林は魚付保安林とい
って魚類の生息を助けるという目的で設けられているものであるので、
保安林を解除しても、魚類の生息に影響がないということが強調され
た。それは村有地たる保安林に対して、その奥の岬一帯には広大で、か
つうっそうとした御料林があり、その存在のために保安林を解除して
も、魚付保安林の意義は十分に達せられるというものであった。

関東大震災直後は、災害復旧を契機に保安林の指定解除を実現し、村
の基幹産業である石材業を維持発展させる目的で行なわれたものが多か
ったが、昭和に入ると明確に岬の観光開発を理由としたものに変化して
いくという特徴がみられた。

岬の開発にとっては、この魚付保安林地域をまず解除してもらい、そ
の先、岬一帯に広大に広がる御料林の一部を払い下げてもらおうという二
つの重要なハードルがあった。それゆえ、真鶴村と日本鉄道事業株式会



御料林を望む（1922年ころ）

社、箱根土地株式会社、奥村金作のいずれとも遊園地及び住宅地経営の契約を結ぶについては、保安林解除を村がなすという条件が付されていた。

奥村金作との間に交わされた遊園地開発計画は、一九二八年（昭和三）に森林会議でまず岬の保安林の一部解除が認められることとなったためにその実現の期待が一気に高まった。奥村金作は、保安林解除の見通しのもとに一九二八年（昭和三）十一月には保安林内における温泉試掘の申請を提出した。その上で、真鶴岬線道路の改修が進められたのである。

その後、岬まで続く道路の拡張が遊園地開発のために必須の問題となった。岬の遊園地を一般の人の自由に行き来ができるようにするためには自動車の通行が可能な三間道路の延長が必要不可欠なわけで、村ではさっそく帝室林野局に払下げの申請を出したが、ここに思いがけない問題があることがわかってきた。それは宮内省において御料林を中心に御用邸とする計画があることが判明したのである。宮内省はその計画の方が決まらぬ以上、やたらに道路はつけさせないという立場で、払下げは以後三年以上にわたって棚ざらしになってしまった。結局こうした事情もあり、払下げは実現せず、遊園地計画もまたまた頓挫することとなった。

第四節 漁業権問題と漁港の修築

1 漁業権をめぐる

豊漁に沸く村々

関東大震災は漁業にも甚大な被害を与えた。県下の漁業組合員戸数一万三二五戸中、震災によって全焼・流出・全壊したものが二六三〇戸、半壊三〇二七戸と過半数の漁業組合員が被害を受けた。なかでも足柄下郡の被害は大きく、県下全体の漁具被害二八万九三九八円中二三万余は下郡における被害であったという（『横浜貿易新報』一九二四年〈大正十三〉五月四日記事）。

こうしたなかで一九二四年（大正十三）は思いがけず豊漁となり、一気に漁業に明るさがみえてきた。特に鰯の大漁は、古老たちの語るところによると三〇年来の大漁というにぎわいで、従来の鰯をしのぐ豊漁となった。

一九二五年（大正十四）二月十九日の『横浜貿易新報』によれば、一九二四年（大正十三）中の足柄下郡の水揚げ高は、鰯が四〇万四〇〇〇尾で八九万三〇〇〇円、鰺が六三万九〇〇〇円、鰻が一一万三〇〇〇〇尾で一三万二〇〇〇円、以下鯖、秋刀魚等が続ぎ、総計三一〇万円以上の水揚げがあったという。

下郡の漁業は翌一九二五年（大正十四）も豊漁が続ぎ、鰯で真鶴村沖網は、一九二四年（大正十三）以来一九二五年（大正十四）三月までで片浦・米神・小八幡等を抜いて最多と報じられている。真鶴村沖網は豆相漁業、小松原漁場は草柳亀太郎、岩漁場は小田原魚市場株式会社が各々経営していたが、鰯の豊漁は、相模湾における六か所の漁場をさらに一か所増やして七か所にするという勢いであった。



大正末期鰯の豊漁（1925年ころ）

こうした漁業隆盛の結果、漁業人口は激増し、一九二五年（大正十四）四月の段階で下郡において漁業を本業とする者が業主で五七三人、被雇用者で一三三九人、副業とする者で業主が二一四人、被雇用者で六三九人、合計で業主七八七人、被雇用者一九九六人を数え、震災前の年ごとに漁業従事者が減少していたのに比べ、大きな様変わりを見せたのである。

こうした新たな動きは、いくつかの事態を引き起こした。岩村漁業組合と真鶴漁業組合との対立もその一つといえよう。一九二五年（大正十四）四月二十五日の『横浜貿易新報』によると、岩村漁業組合は、同村地先に角網の張立てを行なうべく県に許可申請をなしたところ、真鶴漁業組合は、そこに網を張立てられては、真鶴村の各種の網に著しい影響を与えるということで、県に不許可の陳情書を提出したことを報じている。また米神・岩の間で張立位置をめぐり争いがあり、県は張立位置厳守を通知してきたため、真鶴、岩等では張立着手が一九二六年（大正十五）十二月になってもできない騒ぎも起きたほどであった。

一九二六年（大正十五）七月には鰯大謀網の大会が酒匂の県水産試験場で開催され、大謀網に関する研究が日本各地はもとより、朝鮮の水産試験場などでも行なわれていたが、その成果が発表された。神奈川県からは小田原魚市場の依頼で水産試験所の技師が岩村で行なった本網と垣網の接触、網の海中状態が発表されたりした。さ

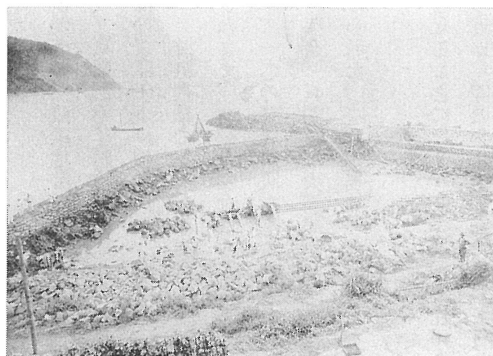
らに岩村で試用された落網は、収穫が多くかつ経費が少ないと評判をよんだりした。こうした噂は広く全国にも知られたらしく、『横浜貿易新報』は一九二七年（昭和二）一月五日の記事で秋田生まれの某（二十四歳）は、挙動不審で小田原署に取り調べられたが、この男は相模湾は豊漁と聞き求職に来た者と判明し、そこで小田原署はこの男を岩・真鶴方面におもむかせたとする記事をのせている。

こうしたなかで一九二六年（大正十五）九月二日には下郡十五漁業組合は組合長会議を開き、下郡漁業組合連合会を設立することと決議したのであった。

岩漁港の修築

関東大震災で甚大な被害を受けた岩漁業組合であったが、一九二五年（大正十四）になると前述のような豊漁によって、新たな展開が期待されるようになった。この年の三月には鯛網類、鯖網類、角網類等定置漁業を向こう二〇か年間の予定で許可申請を県に出すほどであった。特に一九二五年（大正十四）の鯛の大漁は真鶴村の大漁と並んで岩村を大いに沸かせた。一九二六年（大正十五）に入っても鯛の大漁が続き、小田原魚市場の経営の下で豊漁を極めていた。しかしながら、真鶴・岩、さらに米神も直営漁場としておさえた小田原魚市場の経営方式には非難の声も出はじめていた。

その一つが漁獲水揚高申告問題で、当時の税制上、二〇万円を境に所得税率が著しく変化するということで、小田原魚市場は、町村長と



岩村築港工事（1926年ころ）

極秘共謀して故意に低額申告をしていると、とかくの噂をよんだ問題であった。

こうしたなかで、岩村漁業組合は、同地の真鶴が真鶴港よりも港内面積が広く、防風地勢の条件もよく、船舶りとして好適地ということで、築港計画をたて、一九二五年（大正十四）、真鶴漁港に対抗して三か年計画で、一〇万余円を投じて、一二〇メートルの防波堤、船揚場の建設、そして港の浚渫（しゅんせつ）工事に取りかかった。

特売派と入札派の 一九二五年（大正十四）四月二十五日に、真鶴村外二ヶ村組合長であった草柳由太郎が辞任抗争のはじまり した。しかし、後任の組合長及び真鶴村長が選出できぬまま、助役の朝倉常吉が村長代理に

就任する事態となった。その後、職務管掌として県より橋川保が派遣され、一応の問題解決をみるまでの間（一九二五年〈大正十四〉四月から一九二六年〈大正十五〉十二月まで）の一年余、真鶴村は大謀網（おほひづな）鰯（いわし）漁場の処分をめぐる、いわゆる特売派と入札派の二つに分かれ激しい抗争が繰り広げられた。これが当時の新聞などで盛んに取り上げられた沖網処分問題であった。

一九二五年（大正十四）四月、鰯（いわし）漁業権の貸与期間が翌年五月で満期となることになり、特売派と入札派の対立が表面化した。鰯（いわし）漁業権は慣例によって、一九二六年（大正十五）から五か年間の賃貸借契約によって貸し付けるということであったが、従来の賃借人であった青木寿郎は引き続き特売の願書を村当局に提出した。これに対し、前回の契約の時から、特売を廃止して競争入札を主張していた村会議員たちは、村長と提携して、入札のための立会人を指名する立場を主張した。そこで、一九二五年（大正十四）六月には、沖網処分に關して、真鶴村有志は足柄下郡長に処理の陳情をしたが、一向にめどは立たなかった。

年が明けて、一九二六年（大正十五）四月になると、いよいよ契約更新の年となり、特売派・入札派の対立は熱をおびてきた。このころになると『横浜貿易新報』などの新聞も、真鶴村は県下でも有名な紛擾（ふんじょう）村と報じ、村



真鶴港内を望む（大正初期）

調停案の提示

対立激化の一方で、和解の動きもあらわれ、一九二六年（大正十五）四月二十九日には、両派から近隣の三村長に調停を依頼することになった。さらに、五月二十八日には、小田原、早川、片浦、土肥、吉浜の町村長と岩村・福浦村の常設委員各一人の計七人による調停作業に対し、真鶴村助役が立会人となって、無条件一任することとなった。

こうして、八月二十三日、小田原町長・早川村長・片浦村長・吉浜村長・湯河原町長の五者による「真鶴村漁

内は常に二派に分かれて相反目していると、各方面の関心を集めるようになった。

この対立は、同年四月に特売派と入札派の対抗演説会が催されると、一層エスカレートした。入札派の主張するところでは、入札にすれば情実を離れられ、数万円の増収が見込めるということであった。これに対し特売派は、たとえ数万円高値に落札したとしても、悪徳ブローカー等が私腹を肥やす結果にならぬとも限らない競争入札よりも、賃貸料の納入が確実な特売人と契約を結べば、近隣一帯が円満にいくとの立場であった。

両派の対立は、やがて乱闘騒ぎに発展し、小田原警察署は連日巡査部長以下六人の署員を配置して警戒するところとなった。そうしたなか、入札派の演説弁士であった加藤善明区長宅に、反対派が押しかけ辞職を迫ったり、さらに加藤善明に対する傷害事件から告発騒ぎが起きるなど、両派の対立は険悪の一途をたどっていった。

業権管理行為ニ対スル調停案」(『資料編』845頁)が決定された。

その内容は概略次のようなものであった。

一、沖網貸賃は指名入札による。ただし、指名入札希望者無き場合は特売による。

二、指名入札人の選定は、村長及調停者に一任する。

三、調停者が両派の意見を聞く必要上、各派二名ずつ委員を選定すること。

四、賃貸料予定価格は、右三の委員の意見を聞いて開札三十分前に決定する。

五、相模湾鰯^{ぼら}業嚙^か矢者たる青木寿郎に記念品を贈呈し功績を表彰して壱万円を贈ること。

(六、七省略)

八、右事項は村会の決議を要すること。

この調停案の発表は、八月二十五日午前十時に行なわれる予定であった。しかし、発表前に調停案の内容は特売派に不利になるとの情報を得た同派が、発表の延期を迫ってこれが拒否されると退場するというハプニングや、調停者であった湯河原町長と片浦村長が突如調停者の脱退を申し出るというような出来事があり、発表は午後二時十五分になってしまった。

調停者脱退の町村長は、特売派とみなされ、両派の対立の根深さをうかがわせるものであった。

この結果、村会は混乱を深め、一方で張立期が切迫していて、この問題を解決しないと村が次年度予算として組んでいる漁業権の賃貸料、一年分約六万円が入らず、村の財政難をきたすという問題が新たに浮上してきた。

こうした状況は、調停案の結末について県に報告に赴いた村民に対し、安井地方課長をして「一週間真鶴にいたが、同村では漁場が町有財産で三か年契約で三〇万円くらいに借り手があるのに、一部漁民が随意契約で貸せ

と迫り、仲介者が調停承諾者の連署まで取ったが、また、中途から不服となり紛糾しているのだから誠に困った問題だ」と嘆かせることになる。

さらに、村長代理の朝倉助役は辞表を提出したが許されず、混乱に拍車をかけた。当時真鶴村会の議員の構成は特売派が六人、入札派五人で、特売派の方が有利であったために、特売派は盛んに村会開催を村長代理である助役に迫ったが、助役はこれに応じなかった。

一方、漁業組合では、特売派と入札派の抗争がさらに長びけば、同年の冬の張立てが不可能となり、従業員漁夫や魚商人の死活問題となるとする声が強まってきた。このことは明らかに村当局の責任だとして、一九一九年（大正八）に種々の経緯から沖網漁業権を村へ譲渡したが、これを漁業組合へ返還するよう、県に陳情する騒ぎとなった。

橘川職務管 調停案提示によって問題の解決は一向にみられないなかで、新たに助役に選任された石井助役

掌の登場

が、九月十一日に県知事あてに辞表を郵送し、それを受けて県では十三日付で橘川保を職務管掌（村務管掌）に任命し、彼は十四日には真鶴村に乗り込んできた。ここにおいて、調停にあたってきた町村長は手を引き、以後、橘川職務管掌を中心に、県の強力な指導によって問題の解決がはかられることとなった。

しかし、ここにも一つの難問があった。一九二六年（大正十五）七月に名実共に郡役所が廃止されたことは前述したが、その結果、村有財産処分管理の村会決議は、従来のように県の認可を要せず、村会の議決のみで効力を発することとなったのである。

自治規程のこのような変化を知った特売派は、村会で多数を占めるところから、村会の早期開催を要求した。これに対し入札派は、古老会に働きかけ、村内平和の名分で対抗したのが、九月から十月にかけての真鶴村政の

状況であった。

十月に入ると、次年度予算からめて、何とか解決をはかろうとする動きが活発になってきた。十月一日には、村会ではもし本年鰯網張立てが不可能の場合、賃貸料六万円が入らなくなるとして、村債三万円を起債することに決したのである。

こうした切迫した状況のなかで、十月二十八・二十九日の両日にわたって、小田原警察の署員たちが厳戒するなか、緊急村会が開催された。村会は、二十八日の第一次会で沖網の処分を指名入札によって行なうことを決め、翌二十九日の第二次会で、指名業者を小田原魚市場・豆相漁業・相模漁業・東瀬漁業の四社とすることに決した。

この過程で、小田原魚市場の活発な活動が人々の目をひいた。本来、小田原魚市場は、力関係からいって落札するだろうとみられていた。にもかかわらず落札に向けて活発な活動を展開したのは、小田原魚市場が経営する岩・米神等の漁場に入札方式が伝播するのを恐れたためとみられた。

実際の入札は、十一月六日に小田原魚市場、相模漁業及び網代の平井政之助の三者によって行なわれた。結果は、漁業権賃貸期間五年間、賃貸料二八万五〇〇〇円で小田原魚市場が落札することとなった。

このことは、形式的には入札を行なうことで入札派の意向に沿うものであるが、実際には最終的な指名段階で入札派が本命と目した豆相漁業を排除し、小田原魚市場が落札しやすくしたものであった。そこで入札派からは入札が談合によって行なわれたとの非難が出され、問題はその後も続いていくが、この入札結果で沖網問題は一応のケリがついたといえる。

入札が無事終わり、紛争の一応の結着をみて、橘川保職務管掌は在任三か月弱の任務を終え、十二月二日には

県に帰った。同日真鶴村では村長選挙が行なわれた。ここで村長に選出されたのが松本赳で、以後一〇年にわたって彼の下で町政が運営されていくことになる。

特売派と入札派の対立抗争は、町内にその後もしこりを残すこととなった。と同時に、近隣町村には真鶴村のような村内対立は極力避けようとする波及効果も生んだのであった。

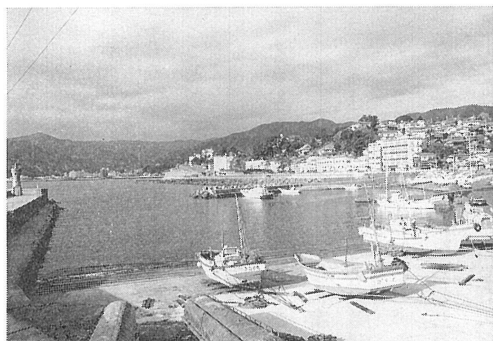
真鶴町と福浦 真鶴町と福浦村の張網紛争は、一九二九年（昭和四）六月、真鶴町側が福浦村側の張網の仕方村の張網紛争 について、抗議を行なうことによって本格的に始まった。

こうしたことが起きた背景には、真鶴・福浦は、従来同一経営者の下に漁業権が運営されていたという事情があった。福浦村の網の張り方については、様々に方向や角度を変えながら、昭和初期には沖合七〇〇間（約一・二六キロメートル）まで県から免許が与えられていた。しかし、実際に網は沖合には張られず、陸地に近い所で張られたため、真鶴町側に影響はなく問題は起きなかった。

ところが、一九二九年（昭和四）になって、福浦村では以前の免許で認められた沖合いっぱいに網を張立てたため、すでに経営者が福浦村とは完全に分離していた真鶴町側からは、水揚げの減少とともに張立て位置が違っているとの異議が出されたのであった。

これに対し、神奈川県から水産技手が出張し、測量を行ない、張網は正規位置と認定した。しかし、真鶴町側はこれに納得せず、測量では角度の違いをそのままにしたため、本来の張網位置から約七十間（約一二六メートル）ずれてしまったと主張した。さらに、その結果沖合より来る魚道が外れてしまい、真鶴町の漁場（小松原漁場）に魚が入らなくなったとも主張した。

そのうえで、農林省からも許可要点（張網の諸点）を外すべからずと指導があるとして、福浦村の張り方は許



現在の福浦港（1994年12月）

可範囲ながら非違であるとの論を展開した。

これに対し、福浦村は張網は許可範囲内で何ら問題なしとの態度で終始一貫し、県も裁決難に陥ったところで紛争は一気に本格化した。

この間、真鶴町長は真鶴町外二ヶ村組合長としては、真鶴町と福浦村の双方の事務を執行しなければならないという、苦しい町政運営を迫られた。しかし、時の真鶴町長松本赳は、結果的には真鶴町の立場を優先するとして、福浦村の漁場位置変更は、福浦村に近い真鶴町の小松原漁場の侵害であるとの主張を展開した。

そして、こうした福浦村の行為は、福浦村に張網場所を不法に許可した県の責任であるとして、一九二九年（昭和四）十月八日、村会決議により県を相手取り、許可処分を取り消しを求める行政訴訟を提起したのである。

こうした真鶴町側の動きの背景には、小松原漁場が数年来不漁続きで、五年間一〇万円以上で賃貸されていたものが、七万五〇〇〇円、さらには三万円に値引きされても引合がないという事情もあった。

しかしながら、松本町長は真鶴町外二ヶ村組合長でもあるという立場上、福浦村の利害も考慮に入れねばならないということもあり、松本町長は辞表を出し、代わって熊本助役名義で訴訟を起こすこととなった。とはいっても、県を相手に行政訴訟を提起するということは、県と対立関係に入ること、当時真鶴町が最大の事

業と位置づけていた真鶴漁港修築に大きな影響が出る可能性があることは避けられないところであった。

そこで妥協の道がはかられ、福浦村側が垣網の延長を前通りにするという妥協案を出してきたところで、県に対する行政訴訟も取り下げられた。と同時に松本町長の辞表も撤回され、ここに真鶴町と福浦村の張網紛争は一応の解決をみることとなったのである。

真鶴町における沖網処分をめぐる特売派と入札派の対立問題や真鶴町と福浦村の張網紛争は、真鶴地域において漁業権と村の政治がいかに深くかわっていたかを端的に示す事例として、忘れることのできないものである。

2 真鶴漁港の修築

漁港の修築 真鶴漁港の整備は、事あるごとに試みられてきた。一八九二・三年（明治二十五・六）には、横
に向けて 浜市の朝田又七という人物から借金をして、村債三〇〇〇円を起こし、港の浚渫を行ない、一八

九三年（明治二十六）七月二十六日には盛大な開港式を行なっている。

式典に招かれた神奈川県参事官大木英房の祝辞が残されているが、それによると、相模湾を航行する船は、風波の難に遭う時は、三崎港より以西では、真鶴港に逃れるのが最も便がよいこと、また真鶴港より西では、数里（約二〇キロメートル）を隔てて、網代港まで良港がないこと、さらに東京等への石材搬出港として専ら利用されていること、それにもかかわらず、波浪のために港は砂礫の堆積を免れないこと、よって真鶴港を良港として保持するために浚渫を怠らないことの重要性が述べられている（『真鶴町報第一号』29～31頁）。

このようにかねてから、真鶴港の整備の必要性についての認識は高かったのであるが、関東大震災では港が壊滅的な被害を受け、かつ地震によって港の一部は一メートル以上隆起し、年々その深度が浅くなり、港としては

荒廃しつつある状態であった。震災復興が本格化してきた一九二六年（大正十五）度中には、一九二〇年（大正九）から着手されていた三浦漁港の築港が完成し、真鶴もいよいよ築港という状況が整いつつあった。

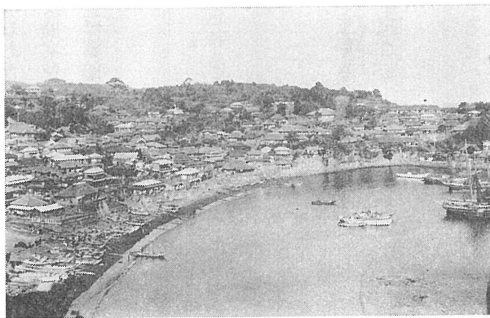
しかし、一九二五・二六年（大正十四・十五）は、真鶴村は折からの沖網の処分問題で、特売派と入札派が熾烈な抗争を繰り広げ、築港の具体化ができる状況ではなかった。前述のように一九二六年（大正十五）十一月になってこの抗争は、一応の結着をみた。そうして村内の紛争がとりあえず結着した。同年末になると真鶴築港は具体化し、この年の十二月、真鶴村長に松本赳が当選し、築港計画は本格的に動き出した。

速成陳情書

村当局者は一九二七年（昭和二）の九月には町制施行をめざしていた。そのために、町制施行前の上水道敷設と真鶴漁港修築に何とか手をつけたいと考えていた。

漁港修築に向けては、一九二七年（昭和二）五月に真鶴村会議員と村の有力者からなる築港委員会が設立されて、築港活動はいよいよ具体化してきた。そして、築港活動はまず農林省と神奈川県へ働きかけるという形で展開された。そこで、その対象補助事業として認めてもらうために、農林大臣あてに提出された陳情書が「真鶴漁港修築速成陳情書」（『資料編』702頁）であった。

この陳情書は、形は神奈川県が漁港修築計画をたてたと聞いたので、このうちは国庫補助をお願いしたいというものであったが、その内実は『真



真鶴港の一部（大正後期）

鶴町報第一号』（一九三〇年〈昭和五〉十二月一日発行7～12頁）で当時の村長松本赴が書いているように、まず農林省からの国庫補助の見通しが立ったので、その前段として神奈川県の県営事業という体裁が必要だったので、県営事業にしようという手はずであった。

この陳情書が農林大臣あてに出された六日後に、神奈川県知事あてに「真鶴漁港修築申請書」が正式に提出されたのである（『資料編』704頁）。

ところで、この陳情書には、真鶴漁業組合長のほか真鶴周辺の漁業組合長二十七人が以下のように名を連ねている。

真鶴漁港修築速成陳情書（『資料編』702～704頁）

真鶴港ハ豆相岸ノ中樞ニ位シ直接鉄道ト連絡ノ便アリ吾等漁業者ハ勿論航海者ニトリテ唯一ノ要港ナルニ拘ハラズ在来何等ノ施設ナク年々歳々其ノ深度ヲ減ジ荒廃ニ赴キツ、アルヲ以テ同港ニ出入スルハ危険渺ナカラズ多大ノ不便ヲ感ジ来リシガ今回神奈川県庁ガ之レヲ漁港トシテ修築ノ計ヲ立テラレシ事ヲ聴キ吾等ハ双手ヲ挙ゲテ欣喜措ク所ヲ知ラズ然ル上ハ是レニ対シ国庫補助ノ速ニ下附セラレ一日モ早ク真鶴漁港ノ完成センコトヲ期待シ茲ニ吾等一同連署ノ上陳情候也

昭和貳年六月拾五日

神奈川県足柄下郡真鶴村八百拾番地

真鶴村漁業組合長

理事 青木 友三郎

神奈川県足柄下郡福浦村百貳拾五番地

福浦村漁業組合長

理事 露木 真作

吉浜村漁業組合長

理事 神保 鶴吉

門川漁業組合長

理事 杉本 清三郎

静岡県田方郡熱海町伊豆山

伊豆山漁業組合長

理事 岩本 扇吉

静岡県田方郡熱海町熱海

熱海町漁業組合長

理事 藤間 為次郎

同県同郡多賀村上多賀

上多賀浦漁業組合長

理事 山田 要之助

同県同郡同村下多賀

下多賀浦漁業組合長

理事 西島 正平

同県同郡網代町

網代湊漁業組合長

理事 山本 梅吉

静岡県田方郡宇佐美村

宇佐美漁業組合長

理事 渡辺 鉄蔵

第3章 関東大震災から村の再生へ

静岡県伊東町

新井浜漁業組合長

理事 鈴木 米三郎

同県同町玖須美漁業組合長

理事 大沼 広吉

静岡県田方郡伊東町

湯川浜漁業組合長

理事 鈴木 金蔵

静岡県田方郡伊東町松原

松原漁業組合長

理事 中村弥五四郎

静岡県田方郡小室村

川奈浦漁業組合長

理事 上原 信弼

同県同郡対島村

富戸浦漁業組合長代理

監事 石井 喜作

足柄下郡岩村漁業組合

組合長 中島 音吉

足柄下郡片浦村根府川漁業組合

組合長 矢子 金次郎

足柄下郡小田原漁業組合

組合長 大木 勘十郎

農林大臣 山本 悌二郎殿

この陳情書に名を連ねた漁業組合長の所屬をみると、二七人の漁業組合長のうち、一二人の漁業組合長は静岡県に属する人たちで、真鶴漁港の位置づけが、小田原周辺から東伊豆海岸にかけての中央に位置を占めていた様

同郡片浦江ノ浦漁業組合

組合長 太田 伊之助

足柄下郡酒匂村山王一色漁業組合

組合長 杉山 伝次郎

同郡小八幡村漁業組合

組合長 内田 源太郎

同郡前川漁業組合

組合長 大曾根 善七

中郡吾妻村二宮漁業組合

組合長 内山 亀吉

中郡吾妻村山西山西漁業組合

組合長 西山 久二郎

足柄下郡小田原古新宿漁業組合

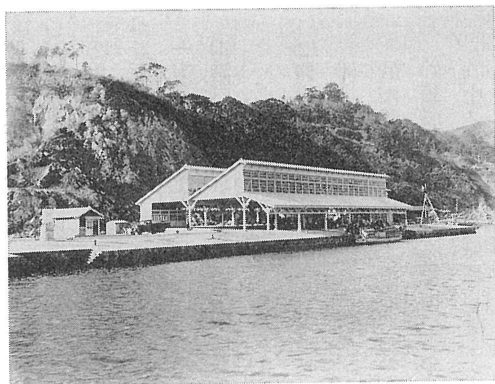
組合長 湯川 岩太郎

足柄下郡米神漁業組合

組合長 松本 利吉

足柄下郡石橋漁業組合

理事 矢郷 弥市



完成した魚市場（1930年3月）

子がかえらる。

修築計画書 農林省からの補助金を得るためには、漁港の修築計画書がきちんと作成されていなければならぬの作成 ず、この点が第一関門であった。

真鶴漁港修築計画書として最初に作成されたものは、横浜の農林省灯台局の工務局長であった石川源二によって、一九二七年（昭和二）七月に示されたものであった（『資料編』712頁）。

この計画書は、一九二八年（昭和三）度の予算編成に間に合うよう、急ぎょ作成されたもので、その後の諸々の経緯のなかで変更を余儀なくされていたものである。しかし、以後の漁港修築の具体的骨組みを提供したものととして重要なものであった。以下この計画書の概要をみてみよう。

計画書によると、まず大きく二つの工事設計が行なわれている。

一つは防波堤工事であり、もう一つは港内諸工事であった。この漁港修築の骨格となる二つの事業は、その後、防波堤工事が県営事業、港内諸工事が町営事業とする区分けで実施され、そうした点で以後の漁港修築の基本をなした計画書であった。

ところで、この計画書によると、総工費は七五万円で、四か年を見込み、防波堤工事費二三万五〇〇〇円、港内工事費三四万六〇〇〇円、他に施工費等一六万九〇〇〇円が見込まれていた。

防波堤工事は、

(1) 東防波堤……水尻海岸から北に向かって延長三二〇メートル

(2) 北防波堤……磯崎の東端から東に向かって延長二五メートル

が計画された。

一方、港内諸工事としては、

(1) 港内浚渫工事……港内岸壁付近の約六〇〇〇平方メートルを干潮面より二・四五メートルであったものを

三・六五メートルに浚渫する

(2) 諸岸壁工事

(A) 漁船をつなぐ岸壁及び荷揚、石材運搬船をつなぐ岸壁工事……延長三九八メートルの岸壁を築造する

(B) 階段荷揚工事……港内北西の一角に延長一一〇メートルにわたり海岸から階段をつける

(C) 傾斜荷揚工事……港内西方の海岸に沿って延長七八メートル、幅一一メートルの傾斜荷揚場を建設する

(D) 中ノ島及び北側岸壁工事……港内の中ノ島及び北側岸壁を各三六メートル作る

の諸工事が予定された。

次いで重要な工事として位置づけられていたのが、埋め立て工事であった。この埋め立ては水尻海岸、鷗海岸、宿の東海岸、磯崎・上山の南海岸等約二万五〇〇〇平方メートルを埋め立て、その土地を売却して築港費用にあてようという意図も含んで計画されたものであった。

国庫補助を 一九二六年（大正十五）十一月二十六日付の『横浜貿易新報』は、「地形好適なる真鶴の築港、三浦漁港修築完成と共に県民の要望起る」の見出しで、「大正九年以来着手中であった三浦漁港は求めて

約七〇万円の費用でいよいよ本年中に完成、真鶴も築港施設をなし、避難港として完璧を期さんと当局、秘かに画策し、かつ地元民もこれを希望し、先般も農林省技師をして同地を視察せしめたる点よりすれば、築港は確實、地形が築港に適しているので、工事費は五〇万円程度とみられ、財源捻出方法についても、三崎港の前例を踏襲すれば、さしたる困難はないと観測されている」と漁港修築について楽観的な見通しを報じた。

かくて、一九二六年（大正十五）には、真鶴漁港修築の動きは水面下ではかなり進んでいた様子が見え始める。ただ実際に表立って動き出したのは、一九二七年（昭和二）五月に、村会議員一二人と村の有力者五人（立松鎮虎、富岡彦太郎、草柳由太郎、青木熊五郎、橋原正治）からなる築港委員会が設置されてからであった。またこの委員会以外にも、青木秀太郎や仲路大作などが中心となって作った、村の青年有志による漁港修築速進委員会もあり、活発に活動を展開していった。

ところで、漁港修築費用は石川源二の設計が具体的に作られる以前から、三崎港の例などから概算数十万円と見積もられていた。これは当時の村の財政規模（経常部歳出で約四万円、本書576頁表4(a)参照）からみると、ばく大な額で、その捻出をどうするかが最大の課題であった。

当初、費用捻出は岬の開発とからめて考えられていた。すなわち、一九二七年（昭和二）六月ころには、総工費六〇万円と見積もられ、その資金は御料林払下げを得て、同年三月に奥村金作との間で結ばれた契約による岬の開発、すなわち「真鶴遊園井ニ公園地計画書」（『資料編』682頁）に基づいた、遊園地の別荘地計画に五〇万円の出資申込者があるとして、資金融通は可能であろうと、かなり牧歌的な見通しが語られていたのであった。

しかし、現実に漁港修築の計画が動き出すと、実現の見通しの立たない岬の遊園地計画に頼ることが不可能なことがわかってきた。そうになると、いきおい国庫補助を得ることが一番確実な方法であると認識されることとな

り、その方面での運動が開始されることとなった。

当初、国庫補助を得るには直接農林省の認可が得られればよいと村当局は考えたが、後に農林省の国庫補助を得るには、まず県営事業となっていなければならないということがわかり、急きょ県の認可を得ることとなった。

こうした活動が始まったのが、一九二七年（昭和二）初夏のことで、次年度予算に何とか漁港修築の国庫補助金を得るためには、真鶴村はいわば予算獲得のなかに割り込む形になるので、村長と県とのトップ交渉で、漁港修築を県営事業として認めてもらい、形式的には県営事業としながらも、県費は一切支出しないこと、よって国庫補助以外の費用はすべて地元が負担することが決まった。

このことは後に、真鶴町の財政を苦しめることになったが、早期の国庫補助獲得方法としては一つの決断であった。村会もこの点をすんなりと了承した。

中央での工 石川源二の「真鶴漁港修築計画書」が明らかにになると、築港費用として七五万円が必要となること
作活動 とがはっきりしてきた。村ではこの額をどう確保するかで知恵をしぼることとなった。

一九二七年（昭和二）六月二十二日、村会は石川源二の計画書が公になる前に、七五万円の費用のうち、半額の三七万五〇〇〇円は国庫の補助を受け、残額中三〇万円は村債を起し、七万五〇〇〇円は漁業貸貸料、四か年分を繰り入れることによって捻出することに決議した。いよいよ本格的に漁港修築に向けて動き出したのである。

そのためには、まず農林省の了解を正式に取り付けねばならないわけで、折からの緊縮財政で新規事業は一切認めないという予算編成方針のなかで猛運動が展開された。この時の中央での予算獲得運動の様子を、当時真鶴村（町）長であった松本赴は、一九三〇年（昭和五）十二月一日発行の『真鶴町報第一号』（7～15頁）の中で詳



真鶴港を望む（大正初期）

細に述べている。当時の予算獲得劇の一端を垣間見せてくれる記述である。それによると真鶴漁港修築計画が、農林省において事業として認められるようになったのは概略次のような経過があった。

当時神奈川県は、三崎漁港の修築を農林省に認めてもらっていたところで、真鶴漁港の修築が新たに加わると、二つの補助申請を農林省になすという新たな問題が生じてきた。それは、当時の国の財政状況からも難しい問題で、真鶴村としては、まず三崎に負けずに農林省に真鶴漁港修築の必要性を認めてもらうことが緊要であった。

そこで、村の当局者は各々の人脈を頼って中央での予算獲得運動に乗り出した。そうしたなかで、予算獲得運動でかかわった中央の人物としては、政友会の森恪外務次官、鉄道大臣の小川平吉、西園寺公望の秘書役の松本剛吉、そうして以前からの関係で農林省の砂田参与官等がいた。松本剛吉からは、胎中楠右衛門にこの問題を委ねる旨の話を得て、以後胎中楠右衛門には漁港修築の予算獲得では、多大の援助を受けることとなった。

その後も様々なルートを通じて農林次官の東武や小泉策太郎、さらに森恪、小川平吉らと常に連絡をとるようにした結果、一九二七年（昭和二）七月二十一日には、東武農林次官、水産局長長瀬貞一郎、漁港主任技師関口四郎らの一行が真鶴漁港の实地視察をなすところまで漕ぎつけた。この視察には、県からも内務部長後藤多喜蔵、水産課長兼地方課長広瀬永造なども加わり、胎中楠右衛門も来鶴した。

こうした一連の運動が功を奏し、この年の八月には、工事費七五万円、三年継続事業として、真鶴漁港修築は農林省の省議として決定された。そしていよいよ予算に計上され、大蔵省の査定の通過を待つこととなったのである。

具体化する費
用捻出問題

漁港修築が具体化してくると、その費用捻出をめぐる様々な議論がでてきた。特に工事費の半額を地元が負担することをめぐって、村内はこれに反対する派と、計画擁護派の二つに分かれて激しい対立が沸き起こった。

反対派は、工事費を七〇万円としても、その半額を地元が負担するのは無謀であり捻出不可能とするものであった。

一九二七年（昭和二）八月十九日に開催された、築港期成同盟の発会式には、小田原警察署も万一を警戒して人を派遣するほどであった。

同年十月末に大蔵省査定が始まった。三土大蔵大臣は松本町長の要請に対し、「真鶴は伊東に近いのと、港が小さ過ぎるので中々困難である」と悲観の見通しを語っていた。結果的には十一月の大蔵大臣査定で、真鶴漁港の修築予算は削られてしまった。このことは、即刻、胎中楠右衛門の電報で真鶴当局者の知るところとなった。

こうした展開に対し、真鶴の当局者は、新事業として、今期中に認めてもらえなければ、二五海里ごとに一漁港を



胎中楠右衛門像（1994年12月撮影）

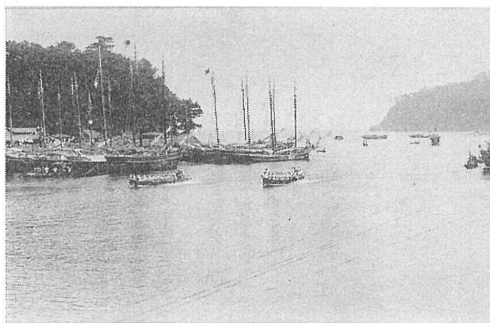
設けるという農林省案もあるので、真鶴は三崎沖と伊東の間で漁港修築は不可能になってしまうと危機感を募らせた。

そこで、中央の胎中楠右衛門らに最後の巻き返しを依頼し、必死の活動を展開した。その功あって、田中義一首相も理解を示し、結局、内閣の農業奨励費、大蔵省・農林省の各予算の中から少しづつ出し合って、五五万円を捻出し、漁村振興費の中に、小漁港修築を当てることとなった。ただし補助を出すからには、真鶴だけというわけにはいかないということで、勝浦他小漁港八港が対象となったのであった。

浮沈する漁 港修築計画 しかし、漁港修築費の補助は、折からの不況と相まって、一九二八年（昭和三）度は見送られ、一九二九年（昭和四）五月になってようやく、八漁港の修築費補助額が決定された。

その結果、真鶴は査定工事費四八万円、補助額一九万八〇〇〇円と決定した。その内容通知は県にまではしたが、本指令は農林省と内務省の工事の打ち合わせが済んでからということで、またまた延びてしまった。しかし六月になって一九二九年（昭和四）度分の国庫補助額五万八〇〇〇円、地元負担額が四万二〇〇〇円と正式に決まり、東防波堤の工事にいよいよ着手することとなった。そして、七月二十日には起工式並びに祝賀会を開く運びとなった。

ところが思わぬ事態が発生した。招待者五〇〇人を呼ぶ準備も整った



真鶴港の祭典（貴船祭・昭和初期）

七月二日、政変が起き、田中義一政友会内閣が倒れ、浜口雄幸民政党内閣が成立することとなったのである。

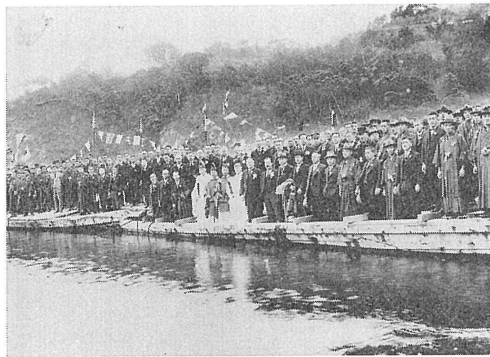
浜口内閣は、未着手事業及び不急事業は繰り越しとして、県に対し命令を出してきた。このため、真鶴漁港の修築には手を着けることができず、漁港修築計画は頓挫し、祝賀計画はお流れとなってしまう。これに対しても嘆いてばかりいられず、松本町長を先頭に、早速巻き返し運動が開始された。

紆余曲折を経て、当初総工事費七五万円と計上された計画は、埋立計画、設備を除いて四八万円計画に縮小され、国庫補助額を一九万八〇〇〇円とされた。そして最終的には総工事費三八万円、国庫補助額一七万円、地元負担二一万円で決し、一九二九年（昭和四）十月、念願の着工となった。

真鶴町築港委員会は、一九二九年（昭和四）十月
起工式の挙行

一日に開催された。席上、松本町長は、「地元負担二一万円を捻出するため、現在漁場賃貸料年五万七〇〇〇円、五か年契約を一〇年に延長し、五七万円計上し、さらに埋立地六千坪を工事費一二万円で執行している所を、坪五〇円で売却し、三〇万円を捻出し、漁港修築にあてる」との提案を行なった。委員一四人中三人の反対があったが、残り一人の賛成が得られ、ここにおいて、正式に地元の了解が得られることとなった。

一方、神奈川県においても、県参事会が開催され、その場で、真鶴漁港修築工事費について、総工事費は三八



真鶴漁港築港起工式（1930年3月）

万円とすること、一九二九年（昭和四）度六万円、一九三〇年（昭和五）度一六万円、一九三一年（昭和六）度一六万円に各々振り分けることが決められた。そして、総工事費三八万円のうち一七万円が国庫補助、残りの二万円は地元負担とすることが可決された。さらに、工事の執行は県土木部直営で行なうが、右のような費用配分で、県は一切資金を出さないことが改めて確認された。翌一九三〇年（昭和五）一月、入札が行なわれ、同年三月二十七日に起工式が行なわれることとなった。

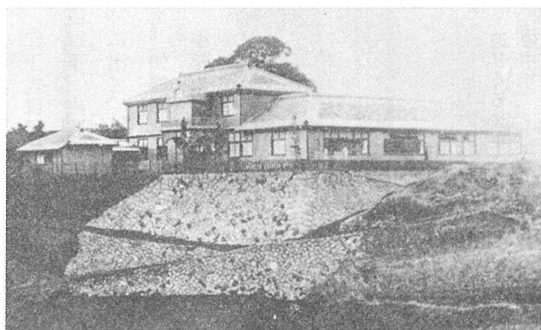
起工式は予定通り、三月二十七日午前十一時半より、海岸に天幕を張った祝賀式場を設け、農林大臣、通信大臣以下、内務省土木局長、県知事ら六〇〇人を招待して挙行された。まず招待者は二隻の発動機船に乗り、磯崎沖に出て、今回の工事である防波堤一六〇メートル、南防波堤五〇メートルの安全を祈り、礎石沈下式に臨んだ。午後一時からは、小学校講堂において祝賀会が行なわれた。

小学生の旗行列、山車、相撲、手踊り、神楽の余興、さらに小学校校庭では野球試合も行なわれた。桜三分咲きの春の下、真鶴町の発展に思いを致し祝賀会は盛大に続けられた。

第五節 新たな教育活動を求めて

1 関東大震災と学校

迫りくる炎
一九二三年（大正十二）九月一日、午前十一時五十八分、大地震の発生、その第一震とともに真鶴小学校は倒壊してしまった。この年の当初予算で、真鶴小学校校建築費が三万六一七二円も臨時



震災前の真鶴小学校校舎南側全景（大正初期）



手向草（1929年11月発行）

部歳出予算に計上され（経常部歳出予算は二万七三九五円であった。本書576頁表4(a)参照）、いよいよ新校舎建築という矢先であった。大地震による真鶴小学校倒壊の中で起きた、時の校長岡田英治にまつわる出来事は、その後も長く真鶴の人々に語りつがれていった。関東大震災と真鶴小学校についてこの話を抜きに語ることができない。

その岡田英治がわずか四十四歳で、一九二九年（昭和四）九月二十四日に永眠すると、その死を悼んで、青木靖夫・中村隆三・三輪義恵を発起人とし、松本赴町長をはじめ、町の主だった人々がほとんど賛助員となって、追悼のための小誌が発行された（一九二九年〈昭和四〉十一月十日）。それが『手向草』である。わずか一五頁の小冊子であるが、その中では彼の関東大震災時の活躍とともに、真鶴村の精神的再興にも深く寄与したことが

述べられている。以下少し長くなるが『手向草』の中の「関東大震災と岡田校長」の項を引用し、その様子を見ることとしよう。

関東大震災と岡田校長

1 校舎と校長

九月一日は朝の間雨が降ったが九時頃からは蒸し暑い乍らも上天気になった。そして十一時頃は涼風のそよぎもなく、土用を凌ぐ様な暑い日となった。学校では第二学期の始業式だけで生徒は帰し、各先生は翌日からの準備を整へにかゝった。始業式がすんで子供の帰り終つたのは十一時頃であつた。先生の中には本年中の出席簿を作るに余念がない者もあり、又暑中休暇中に諸所の講習や読書によつて仕入れて来た知識を以て無線電信の作製にとりかゝつた者もあつた。誰れも彼れも頗る緊張して第二学期の準備にかゝつてゐた。岡田校長は始業式をすませてから、校舎内の掃除の状態等を視察し、職員達と第二学期の計画や休暇中の出来事等について例の磊落な面相で語つて居られた。十一時頃には役場へ行つて八月份の俸給を受けとつて来られた（此の学校では暑中休には先生方が講習や他業の為に忙はしかつたので俸給は九月一日受取る様になつてしまつたのだ）。そして教員室が教室の都合で手狭であり又その隣室が校長の受持教室であつたので岡田先生は自分のテーブルの上で俸給の割り当てをやつてゐた。誰れが大地震の襲来などを懸念しやう、皆愉快に而も呑気に仕事をしていた。然るに俄然の大強震に室内の職員達は戸外にとび出したが、逃げおほした者は九人の中の三人だけであつた。後になつて岡田先生の話は次の様であつた。

不意の強震に見舞はれると同時に目前にあつた紙幣の束を始末しやうとしたが、続いて一大音響と共に二階が墜落して来たので手早くテーブルの下にもぐり込んでかたく机の脚をつかまへられた。然し第二の震動と共に床板は折れ、机はつぶれたので氏は其の下敷となつた。しばらくは気が遠くなつたらしい。気がついた時は脚は床板か何かにきつく圧せられ

て、脚の自由を失つた故動くこともどうすることも出来なかつた。その時につぶされて動けないながらも正気でゐたから「オーイオーイ」を連呼して部下の職員を呼んだが応ふるものは、かすかな苦しげな一声であつたとの事であつた。今になつて考へて見れば果して誰のうめき声であつたか、其の時は確かに満足でいたではないらしかつた。自分の足のしびれを覚えた時に事務室に当る方に「パチ／＼」と云ふ異様な音を聞き、それと同時に煙がはつて来た。茲に於て氏は始めて理科戸棚から発火したことを知り、何とかして通れる工夫はないかと考へられた氏が如何に沈着で不屈であつたかは推察に余りある。氏はとにかく感覚のないシンビレた脚を引き出さんとあせつたが、暗さはくらし、所は狭く、手を出す所もないのでどうすることも出来なかつたが、手の届く限りをさがして何物か求めんと努力した結果漸くにして湯呑茶碗を一つ手にすることが出来た。此の湯呑をクサビとしたら苦しい脚が自由になるだらふと考へ、満身の力を出して腰をはり、手を伸ばして漸く湯呑を差し入れ脚を抜く事が出来た。而し何処の方向に向つて進むべきかは何も見当がつかない。そこで氣をおちつけて前方を見ると少しく明るい所が見えたので、それを目あてとして進むことにしたがどうしても進めない。仕方がないから床板を折り土中に溝を掘つて這ひ出さんものと、厚い床板を折り溝を掘りはじめた。而も此時は既に理科戸棚から発した火は次第にはげしくなり、濃煙はくまなくはひ廻りて呼吸全く困難となつた。此の時に触れた謡曲の本で顔をおほつて呼吸をされた。而し物の燃ゆる音は次第に烈しくなり、煙は更に呼吸を困難ならしめ猛火の舌は近づき来るので真に生きた心地はなかつた。溝を掘つて進むにも思ふ様には進めず、暑くはなる呼吸は益々困難になる、如何とも手の下し様もなくなつた。最早これまでなりとあきらめ手を合して冥目した。一時は生の執着を失ひ唯簡単にあきらめた。さすがは剛毅不屈な先生も最早是れまでと思はれたに違いない、しばらくして急に呼吸が楽になつた事を覚えた。眼を開いて見れば猛火は炎々と燃えて熱さは烈げしくなつたが呼吸は非常に楽になつた。蓋し積み重なつた木片や屋根地が燃えぬけた為めらしい。茲で先生は更に考へ直した。火の中から飛び出しても一命は助るかも知れぬ、どうせ無い生命だ、やれるだけやつて見よう。即ち天命を待つ前に尚一層人事を尽さうとの意地を振ひ興して、更に溝を掘り板を折つて光明へと

はひよられた。だん／＼熱さは強くなる、心は如何にあせつても掘るのに^{はかど}捗れない実に気が気でない。幾度かあきらめ様としたが遂に目ざす光の穴の所まで進むことが出来た。然し茲には更に一難が横はつてゐた。

先生は所謂縁の下の地面を掘つて進んだのだ。校舎の基礎は一尺位の石材でその上に、六寸角の土台が横はつてゐたのである。石材は如何に押せども無駄である。併し上の土台の木は少しは動いた。そこで満身の力をこめて押して見たが、依然として少し動くだけで這ひ出る程の間隙は出来ない。火は盛んに目の前で燃えてゐる。熱さはあつい、いくらあせつても出る事は出来ない。助けの神は土台一本の向ふに来て居ながら助からぬ運命かと嘆きながら土台を押して見、満身の力を入れて動かして見たが駄目である。猛火は益々近づいて来る。真に生きてゐる氣はしない。愈々火中より飛び出す事に決心して時の至るのを待つて居た。しかも自分は腹這ひになつたまゝである。あゝ此の時の心中や如何、気弱な人なら三度も死ぬ時分だ、先生の決心したのも無理はない。あゝこれで死ぬのかとさすがにあきらめ兼ねて、また土台に手をかけて押して見た。所がさき程より動き方が多い。不思議に思つて更に力をこめて押して押して押しぬいた結果、幸にもその土台はどうした訳か、コロリと向ふにコロガリ落ちて穴が開いた。此の時の嬉しかつたこと実に地獄に仏と言ふのであらう、何とも言ひやうがなかつた。それから小さな穴から首を出し、背の肉のかきむしられるのかまはず這ひ出したのである。土台のはづれたのは思ふに一方は切り組がはづれ、一方は燃え切れた為であつたであつたらう、確に神助と云ふべしだ。

2 御真影奉安

猛火の中から、からくも這ひ出された先生は、教室を二ツ越へ、便所の所を通りぬけ、サンゴ樹の下まで来て一安心された為めか、そこに倒れてしまつたのである。何分何秒かの後に我にかへつてから、まだ自分には大切な仕事があるのを思ひつかれた。あゝ御真影！と云ふ想ひは電光の如く先生の脳裡に閃いた。この位のことでは正氣を失つてはだめだと叫んで、漸く起ち上つて、小使室の後をまはつて、御真影奉安所の倒壊した方面を見きはめられたのである。猛火は既に二

階の全部と使丁室にうつり、盛んにもえてゐた。奉安所は二階の廊下の北側にあつたので、倒潰と同時に何所の方面にたんだのであるか落ち重つた瓦の下で殆んど見当がつかない。先生は漸くのことと此の辺だと見当をつけて、重なりあつた瓦を一枚／＼とりかたつけて御真影をさがし奉つたが、容易に其の御行方が知れない。指先は破れて血潮は流れた。恰もよしそこに落ちてゐた六尺余の木材があつたので、手当り次第に此所ぞと思ふ所をかきまはした所が、あゝ天なるかな、御真影を奉安せる櫓の箱が見えたので狂喜して火中より移し奉り、更に明治天皇の御真影を奉安せる櫓の箱を見出して移し奉つた。更に御勅語をと思つてそこら近辺をさがしたが、時既に猛火の囲む所となり、最早如何ともなし難くなつたので、やむなく血潮に染る手に、両陛下の御真影を奉戴して、崩壊したとは云ふものゝ四五間高い石垣よりすべり落ち、数十間はなれた畑の中にあつた桃の木の下に、御真影を背負ふたまゝ再び人事不省に陥つたのである。それから教へ子青木市左衛門氏に助けられ、校庭に数畳の畳を敷き木片を積み、障子を廻らして、仮奉安所を設けて奉安したのである。時は午後三時頃でもあつたらう。

3 歿死者に対する校長の態度

御真影は奉安したものゝ、校舎炎々と燃えてゐる。生死不明の職員もある、併し生残者は校長の側に集つて来た。皆無言のまゝ焼け行く校舎を眺めた、其時の先生の心中こそ果して如何であつたか。やがて蠅の焼酎漬シロワサネの液を持つて来て、破れたる先生の背中の傷につけた。是れがその時に於ける唯一の治療であつたのである。先生は自分の身に四十有三个所の重傷を負ふて居られたにもかゝらず、姿を見せぬ部下の生死の程を頗る気づかはれた。井上君はどうだ、高橋君は、誰は……と順々に聞かれた。今の処神戸君、高橋君、鈴野さん、斎藤さんの四人が見えない、他の者は皆助かつた、困つたなあと口ぐせに言つて居られたが校舎の焼けてゐる間は、ひよつとすると逃げ終えて他処にゐるかも知れないと、万一を憐憫きょうおんされたが、焼け落ちた火の中に四人の黒焦げになつた、なきがらを見られた時には嘆息して男泣きに声を立てゝ泣かれた。あゝ何たる姿ぞと、一声いはれただけで泣いて居られた。此のまゝでは仕方がない、これを此所で焼きなほして



真鶴小学校震災記念碑（1929年9月）

くれと言われた。警官の許しを得て近所の人の助をかりて、日が暮れてから四人を柵毘に附した。校舎の焼跡が火葬場にならうとは惨たり、刻たり、これが此の世とは思はれぬ程である。四人の骨は二日の朝になつて岩本君の拾つて来た焼けた石油缶二つと、提灯箱二つとに納められた。気のきいた箱に納めたくとも何もないのだ、誰れが何と言つても無いのだ。先生はその間遂に一睡もせず襲来する幾多の余震も感ぜぬ程、泣きながら無言で遺骨のそばで夜を明かされた。

真鶴小学校震災記念碑から

右のような悲惨な震災の記憶を永くとどめようと、震災から六年目にあたる一九二九年（昭和四）九月一日、時の真鶴小学校長平田哲宗を建設委員長として、真鶴小学校震災記念碑が建立された。碑文は右の『手向草』に出てくる、鈴野幸次郎・神戸好雄・高橋斗三郎・斉藤キワノの四人の殉職者と、自宅にて震災によって死去した十数人の児童を悼み、あわせて岡田英治校長が迫り来る炎の中から自らは傷つきながらも、御真影を救出したことを称える内容となっている（『資料編』690～691頁）。

この岡田英治校長の御真影救出劇は早くから知られ、注目されていた様子がうかがえる。

「小田原警察署管内震災情況誌 第一集」は、一九二三年（大正十二）十一月ごろに発行されたと考えられるが、その中の「一五、震災ニ関スル美談哀話」の項で、「（一）忠君ノ精神ヲ發揮シタル事例」として足柄下郡真鶴村尋常高等小学校長岡田英治の御真影救出の事例が載せられている（『資料編』643頁）。御真影とは、主権者たる天皇の写真であり、震災当時は明治天皇と

大正天皇の二人の写真が飾られていた。御真影は当初、地方官庁や軍隊だけに飾られていたが、一八八九年（明治二十二）以降は高等小学校にも御真影が下付され、同年の大日本帝国憲法の制定、翌九〇年（明治二十三）の教育勅語の発布は、御真影を単なる天皇の写真から、天皇と同一視するように変容させた。

それは教育勅語発布の翌年の一八九一年（明治二十四）六月に「小学校祝日大祭日儀式規定」が定められてより明確になった。そこでは、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及び新嘗祭には、教員、生徒一同は式場に参集し、御真影への最敬礼、万歳奉祝、教育勅語奉誦、校長の訓話による忠君愛国の士気の涵養、祝祭日に相応する唱歌の合唱をすべきことが定められていた。そして儀式は一種独特の宗教的雰囲気の中で進められることとなった。

こうした論の流れからいえば、岡田英治校長の行為は震災の炎の中から天皇自身を救い出した行為と同じにみなされ、自らの傷をものともしないその行為は、忠君愛国の士気を高めなければならない校長としての職責上からも模範的行為とされたものであった。

岡田美談と しかしながら、岡田美談が広く喧伝された背景には、当時の社会情況が反映していることを見逃すことはできない。

真鶴の復興 前述したように、政府は早くから「震災天譴論」を説いて、震災復興と社会思想の引き締めをからめてきた。そうしたなかで、一九二七年（昭和二）三月、片岡直温大蔵大臣が、「東京渡辺銀行が破綻した」と議会で答弁すると、これをきっかけに各地で銀行の取りつけ騒ぎが起きた。これがいわゆる金融恐慌で、これをきっかけとして昭和恐慌が始まった。

一方、金融恐慌問題は、政治対立にも反映した。当時発券銀行であった台湾銀行は、関東大震災によって大量

に発生した「震災手形」を抱えて経営不振に陥っていた鈴木商店に多額の融資をしていて、倒産寸前であった。そこで政府は日本銀行が台湾銀行の損失を二億円補償するという内容の緊急勅令を出した。ところが、枢密院でこれが否決されると、若槻礼次郎憲政会内閣は総辞職し、かわって一九二七年（昭和二）四月十九日、田中義一政友会内閣が成立した。

こうしたなかで、経済状態の悪化は依然として続いていた。一九二九年（昭和四）九月、神奈川県知事山県治郎は県下の市町村長を一堂に集め、関東大震災以来、国民精神作興の詔勅が出されたのに、一向にその弊は改善されていないことを難じ、貿易は毎年輸入超過で、国債も六〇億円と一般歳出の三倍を超えていることを指摘したうえで、この恐慌を乗り切るために政府は、国民の「教化総動員」と「公私経済緊縮」運動を一大国家事業として推進することとなったが、本県もその方針であるので、各市町村においても周知徹底せよ、との訓示と指示を出した。

これを受けて、この年の九月二十八日、県は横浜の開港記念館に市町村・学校・在郷軍人会・宗教団体・神職会等の関係団体を集め、第一回教化総動員神奈川県委員会の会合を開いている。

その二日前の九月二十六日、岡田英治の葬儀が営まれた。時あたかも醇美尊厳なる国体が説かれるなか、忠君の鑑かがみともいうべき岡田美談が広く喧伝されないわけがなかった。と同時に、岡田美談は関東大震災後の真鶴町づくりにおいて、これまた格好の精神訓話となったのである。『手向草』は、「岡田校長の抱負とその重なる事業」の項において、岡田校長は真鶴小学校に赴任するや、児童たちが地域の因習によって、奢侈、浪費なのを見て、これをただすために、児童貯金を通じた貯蓄奨励に全力を注ぎ、大いに成果をあげたことを記している。

一九二七年（昭和二）以降、上水道の実現、真鶴漁港の修築、昭和恐慌とばく大な震災復興費を抱えながら、

大型プロジェクトを次々と手がけた真鶴町当局にとって、岡田美談は真鶴町再生の精神的教訓となったといつてよからう。

震災と岩小学校

岩小学校は一八九〇年（明治二十三）十月二十七日、如来寺内の真鶴小学校分校が独立し、如来寺を仮校舎として、尋常岩小学校が創立されて学校がはじまった。この日を記念し、岩小学校の開校記念日は十月二十七日とされている。

一八九七年（明治三十）十月には、台の坂長昌院内に移り、ここに校舎を新築し岩小学校は新たな時代に入った。長昌院は現在はなく、今は兒子神社が立っているところで、当時の兒子神社は下の段（現忠霊塔のところ）にあった。児童数は徐々に増え、一九一〇年（明治四十三）には、校地を拡張し普通教室を増築したが、校庭は狭く五〇メートルの直線がとれなかった。さらに一九二一年（大正十）にはまた校舎を増築し、裁縫室・職員室をつけ加えた。一九三〇年（昭和五）

四月に高等科が設置されるまでは、尋常科だけだったが、大正初期には児童数一八〇人前後、一・二年、三・四年、五・六年と二学年を一教室で教える複式学級で授業が行なわれていたという（『まなびや100年』真鶴町立岩小学校平成二年十月二十七日発行 9頁）。また大正初めには運動会や学芸会も学校を舞台に行なわれるようになり、岩小学校は岩村の人々の生活のセンターの一つとなつていった。

一九二三年（大正十二）は、八月一日から五日間にわたって箱根全山歩行を天幕を用いて行なったりして、教



長昌院のあった兒子神社（1994年12月撮影）

職員も児童も意気揚々と新学期を迎えた。

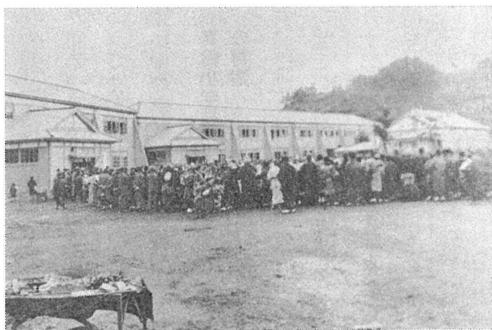
しかし、関東大震災の猛威は岩小小学校にも及び、大震災の結果、校舎は傾き、木造平屋建ての普通教室四教室と、つい二年前に新設されたばかりの裁縫室・職員室も使用不能となってしまった。こうしたなか、前年一月に准訓導に任命されたばかりの朝倉ヒサが、学校からの帰路、津波に襲われ、行方不明となり、一九歳の命を落とした。家にあつては震災によって一人の児童がその幼い命を奪われるという痛ましい事態が発生した。

校舎が使えなくなり、かつ校庭にも決壊が生じたので新たに土地をさがし、校舎を新築することとなった。その結果、一九二四年（大正十三）になって、瀧門寺の土地を借用し、そこに岩小小学校を移転改築することが決まり同年一月二十七日新校舎の落成をみた。新校舎建築中、児童たちは、青年会場や、瀧門寺の階段などで学年によって文字通り青空教室を受けたのであった。新校舎建築には児童たちも活躍し、岩村唯一の水田を埋め立てて建築中の新校地に、旧校の古材を運んだりしたのだった。

真鶴小学校 真鶴尋常高等小学校は、地震の第一波で倒壊し、その後の炎上で廃墟と化してしまつたが、その再建

再建は規模の点でも財政の点でも、とうてい直ちに真鶴村のなせる仕事ではなかった。そこでまず、校地の跡地に半永久的バラック式仮校舎を建てることとなった。しかし、その費用は村の財源は枯渇していつて当てにできない状態であつたために、村債の発行によってまかなうこととなった。一九二四年（大正十三）一月十二日、岩尋常小学校と真鶴尋常高等小学校の二つの建築費用捻出のための起債が、県知事に対して同時に申請された。

バラック式仮校舎建築といつても、その費用はばかにならず、村は当時の経常歳出の約半年分にあたる一万八四〇〇円の起債を行ない、これをまかなうこととなった。その償還方法は、当初七年間据え置き、その後二三年



真鶴小学校落成式（1927年10月）

間の年賦というものであったが、間もなく本格的な校舎再建を行なわざるをえなくなり、そこでも借入れが待っているわけで、村の苦悩は始まったばかりといえた。

この建築は割とスムーズに行き、一九二四年（大正十三）中にはバラック式仮校舎の完成をみた。費用も一万六九七二円で予定より少なく済んでいる。しかもその費用のうち六三一五円は整地費にかかっていて、建物の建築費自体は一万三五〇円であった（残り三〇七円は教員住宅新築費）。こうした点からも推察されるように、仮校舎ではやはり不十分であり、その完成とともに本格的な校舎建設計画が始まった。

仮校舎が完成した翌年の一九二五年（大正十四）十二月十二日の村会では、真鶴尋常高等小学校の新築が決定された。そのうえで追加更正予算を組み、五万円の新校舎建築費を計上したのである。

算に計上した大部分の支出同様、小学校校舎建築費も結局次年度に持ち越した。年が明けた一九二六年（大正十
五）七月十六日になってようやく、真鶴尋常高等小学校校舎建築委員が設置され、定員一人が定められて設計
が始まり、校舎建築は本格化した。

この年の暮れも押しつまった十二月十三日、「真鶴尋常高等小学校校營繕費継続年期及び其支出方法」が村会で可決された。ここにおいて、一九二六年（大正十五）度七万五〇〇〇円、一九二七年（大正十六、實際は昭和二）

度二万五〇〇〇で計一〇万円の予算で二年継続事業とすることが確定した。費用捻出は、村費繰入を毎年二万五〇〇〇円で二年間行ない五万円を捻出し、残り五万円は村債でまかなうというものであった。

こうして、一九二七年（昭和二）十月、真鶴尋常高等小学校は完成をみた。新築校舎は総二階建て二棟、講堂をあわせて約一〇〇〇坪（約三三〇〇平方メートル）であった。

この年の十月十七日、真鶴村が十月一日をもって真鶴町となった町制施行と駅港連絡県道（県道真鶴停車場線）の開通式とともに真鶴小学校落成式が、小学校講堂において、盛大に行なわれたのであった。

2 学校教育の広がり

真鶴地域と

学校

関東大震災は、子供たちにも深刻な打撃を与えた。震災によって幼い命を奪われた者、命に別条はなくとも傷を負いその治療に苦しんだ者を数多く生み出した。次の資料は、真鶴村外二ヶ村組合長の求めに応じて、真鶴尋常高等小学校長によって報告がなされたものである。

大正十三年一月二十二日

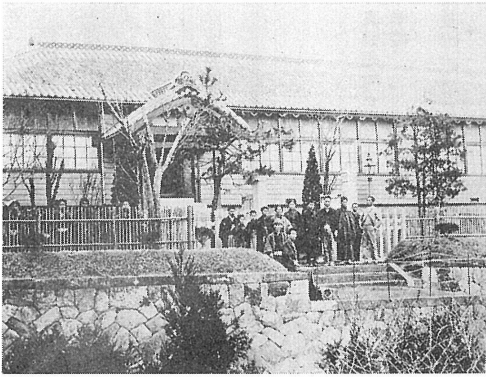
真鶴尋常高等小学校長 岡田英治^④

真鶴村外二ヶ村組合長 草柳由太郎殿

児童数調ノ件

首題ノ件左ノ如ク及報告候也

記



震災前の真鶴小学校（大正初期）

関東大震災発生直前の一九二三年（大正十二）六月の「村勢要覧」が残されているが、それによると真鶴尋常高等小学校は、児童数は男が三四四人、女が三六二人で計七〇六人（尋常科と高等科の区別なしにまとめている）となっている。この数値と右の数値を比較してみると、関東大震災を境に真鶴尋常高等小学校では、四九人もの生徒が一挙に減少したことがわかる。

このように関東大震災は真鶴地域の学校に多大の物的、人的被害を与えたが、学校教育は着実に進められた。そして運動会や学芸会、遠足や修学旅行はなつかしい思い出となって人々の脳裏に刻まれた。

岩小学校の修学旅行は大正末年から昭和にかけては日光に三月二十五日の卒業式後出かけていった。六年生の修学旅行のためには早くから積立貯金が行なわれ、貧しく母子家庭も多かった当時は「日光に行かせてもらったから、高等科には、進学しない」と

尋常科	男	二四八	計五一九
同	女	二七一	
高等科	男	七四	計一三八
同	女	六四	
総計			六五七

いう声もあったほどだった。日光のいろは坂を徒歩で登った思い出は終生子供たちの脳裏に焼き付いた（『まなびや100年』真鶴町立岩小学校 平成二年十月二十七日発行 13頁）。

一方、真鶴町における一九二八年（昭和三）当時における教育状況を見ると、次のような状況であった。まず学校教育を行なう場としては、町立真鶴尋常高等小学校・町立実業補習学校、私立学校として神静女学院の三つがあった。

町立真鶴尋常高等小学校は一九二三年（大正十二）四月より以前の校名であった尋常高等真鶴小学校を改名したもので、一九二八年（昭和三）当時、教員は校長を含め一八人、クラス数は尋常科一二クラス、高等科四クラスで合計一六クラスであった。在籍生徒数は、七五五人を数え、就学率はほぼ九九・八%以上を保っていたという。表6は、一九一〇年（明治四十三）から一九五六年（昭和三十）までの四七年間の卒業生の数である。一九二八年（昭和三）は高等科の卒業生が一二人もいて、高等科の歴史の中で最も多かった年であることがわかる。また学校では一九二六年（大正十五）以来、毎年、真鶴尋常高等小学校の職員の手によって、『巣立ち行く雛鶴』という雑誌が発行された。一〇〇ページを超えるその中には「風外道人と真鶴」（町長松本越・昭和五年第六巻）のような文も載せられ、格調高いものであった。これは卒業生全員に贈られた。

町立の実習補習学校は、一九二八年（昭和三）には学級数二、生徒数六五人で、教員は専任一人、他に小学校と兼務の者五人で、毎年十月から三月までの六か月間夜間を利用して、尋常小学校及び高等小学校卒業以上の者に対して、実業教育を行なった。

私立神静女学院は、一九二七年（昭和二）四月十一日に三輪義恵と松本越が私立学校令にもとづいて県知事の許可を得て設立者となって創設された学校である。真鶴村一八八〇番地に置かれ、校長は三輪義恵になった。一

第4編 近・現代

表6 真鶴小学校卒業生数（『校舎落成・開校百周年記念誌』49頁より 1976年〈昭和51〉5月7日発行）

年 度	尋 常 科 (初等科)			高 等 科			年 度	尋 常 科 (初等科)			高 等 科		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計
明治43	21	13	34	3	1	4	昭和 9	50	43	93	35	43	78
44	21	22	43	5	8	13	10	48	65	113	41	41	82
45	32	27	59	16	7	23	11	50	48	98	45	33	78
大正 2	29	24	53	14	16	30	12	66	49	115	56	48	104
3	27	12	39	18	20	38	13	55	43	98	63	47	110
4	38	27	65	15	16	31	14	52	56	108	55	44	99
5	33	24	57	14	14	28	15	65	62	127	54	42	96
6	28	21	49	18	16	34	16	70	55	125	39	41	80
7	38	23	61	8	16	24	17	64	61	125	46	36	82
8	39	30	69	7	12	19	18	74	61	135	52	36	88
9	30	28	58	30	11	41	19	77	59	136	49	40	89
10	40	33	73	13	27	40	20	74	75	149	46	33	79
11	27	28	55	17	12	29	21	68	72	140	33	24	57
12	39	37	76	32	26	58	22	81	70	151			
13	44	41	85	27	33	60	23	74	71	145			
14	34	33	67	35	39	74	24	79	66	145			
15	41	53	94	40	39	79	25	68	66	134			
昭和 2	44	50	94	34	37	71	26	70	75	145			
3	36	46	82	56	56	112	27	80	85	165			
4	51	37	88	55	48	103	28	100	70	170			
5	39	45	84	32	43	75	29	76	78	154			
6	48	35	83	39	31	70	30	77	96	173			
7	37	49	86	36	39	75	31	86	69	155			
8	43	44	87	43	31	74							

（注） 明治43年度以前は震災のとき名簿焼失のため不明

九三二年（昭和七）町に移管されるまで、私学として女子生徒に和洋裁縫及び學術手芸を教えることを目的として、教育活動が遂行された。学科は裁縫のほかに修身・国語・数学・家事・英語・習字その他で、修学年限は二年間とされた。一九二八年（昭和三）段階では、職員五人、女生徒三〇人が主として裁縫を学んでいた。

以上のような学校教育機関としてではなく、社会教育機関として位置づけられていたものに、青年訓練所・青年会・処女会があった。

青年訓練所は次にみるところであるが、一九二八年（昭和三）当時は、一〇人の職員（主事一人・指導員九人）が八四人の所生を訓練していた。

青年会は、真鶴町に居住する一六歳から二五歳までの男子によって構成され、会長・副会長各一、幹事一五、理事六、評議員六という組織であった。一九二八年（昭和三）には会員数二六〇人を数えていた。

処女会は、真鶴町居住の一五歳から二五歳までの未婚女性によって構成された。会長は一九二八年（昭和三）当時は平田哲宗真鶴尋常高等小学校長が就任し、幹事二人で会員数は七六人であった。

一九三一年（昭和六）三月二十五日発行の『巣立ち行く雛鶴』（真鶴尋常高等小学校）は、一九三〇年（昭和五）度内の主な学校の出来事を「学校だより」のタイトルで列記した。主な部分を拾

って当時の学校生活の一端を見てみよう。

学校だより（真鶴尋常高等小学校『巣立ち行く雛鶴』／第六巻／から）

四月一日 尋常科及高等科新入児童の入学式を挙ぐ、尋常科児童は総計百拾九名式後在校生に紹介をなし、直に貴船神社に参拝せしめ興学祭に列せしむ、神社よりは入学祝として修身書一冊宛且つ御守を各児童に贈らる、学校よりは拾銭宛貯金を為したる貯金帳一冊宛を与へ、児童及父兄に貯金の勧めをなす。

四月十七日 全校児童大平山に郊外教授、それは本校の年中行事の一つで児童の非常に楽しみとせる山登りである。

四月廿三日 午後一時より全校児童真鶴劇場に行き活動写真の観覧をなす。

五月五日 鯉の吹き流しを国旗掲揚柱に掲げ端午の節句に関する説話をなす。

五月八日 本日を中心として職員は受持児童の家庭訪問をなす。

五月十一日 足柄上下両郡児童庭球大会小田原スポーツマンズ倶楽部にて開催され本校児童も出場優勝の成績をあぐ。

五月十五日 授業を一時間とし、それより準備して尋常一二年児童は琴が浜へ、尋常三年以上は笠島方面へ潮干狩りに行く。

六月十日 本町出身平井織之助氏に依頼して児童のため支那視察談をして貰ふ。

六月廿日 尋常三年以上の児童講堂に集り、童話家奥平祥一氏のお話を聞く。

六月廿八日 本校女子部自治会主催の学芸会をなす参加者頗る多し。

七月七日 本日より林間教授をかねた、児童の水泳開始。

七月十日 貴船神社の祭日なるを以て、学校を休業して児童は職員引卒のもとに一同神前に参拝をなす。

七月廿三日 児童の遠泳大会開催、恵まれた快晴に一同元氣百倍して琴が浜を出発した尋五以上の有志男女合して百式十名計り職員、卒業生等にもまれ船四艘を応援として、ヨイヤオイヤの声勇ましく落伍者僅かに数名にして皆泳ぎ抜けた。

七月廿五日 午前十時より水泳大会開催、本校年中行事の内の自慢の一つなり。

七月廿六日 横浜第二中学校生徒職員卒業生等と共に約六十名来泊、当分の間滞在の予定されたり。

八月九日 尋常科の野球選手十五名、小田原第一小学校に出張決勝戦をなす、応援者非常に多く選手も力戦したるが残念であった。

八月十日 午後七時三十分より民衆の夕として音楽舞踊の会を催す、来会者七百名実に盛会であった。

九月一日 第二期始業式、国旗掲揚式、震災反省記念式、休暇中の成績陳列、相互参観等をなす、総動員練習握飯に一菜で昼食をする。

九月廿四日 足柄下郡学校医会主催足柄上下両郡児童運動競技大会あり、本校児童も参加す。

九月廿八日 尋六以上の児童有志約二百五十名は職員、女子青年会幹事、青年団員、松本町長、熊本助役、真鶴役場吏員諸氏と共に史蹟巡りをなす、本校一駅一太平山一寺屋敷一スタバ一自鑑水一幕山一大杉一カジャ一吉浜一真鶴一学校
十月十二日 石橋山に於て頼朝公七百五十年祭行はれたるを以て本校より平田校長、山室、岡部、佐藤、根本、等の訓導参列をなす。

十月十三日 尋常科四学年以上の児童熱海へ修学旅行に出かけた。

十月十四日 尋一二三の児童伊豆山熱海方面へ修学旅行をなす。

十月十六日 高一二児童の修学旅行をなす。学校より徒歩にて大杉に出で、関白道を通り箱根にゆき、箱根神社に参拝して湯河原に廻り午後七時頃帰校せり、男生には落伍者無かりしが女生は関白道に出でし頃より四五名疲労せる者を生じ辛じて函嶺小学校迄ゆく、かへりは心配したが葡萄酒を数杯づつのましたら元氣快復してかへる。

十月卅日 教育勅語頒発四十周年記念式をあぐ式後四十周年記念忠魂碑の除幕式を行ふ。

十一月廿六日 午前四時三分五秒大地震あり、学校周囲の石垣大部分崩壊、校舎講堂等の白壁落ち、実験器具教具、標本、ガラス、ガラス窓等破損多し損害約七八千円なり。(豆相地震)

十一月卅日 文部省普通学務局庶務課長加藤精三氏外一名、震災見舞及状況調査に来校せらる。

十二月廿日 守屋県視学来校震災被害調査ありたり。

一月十四日 児童の成績品展覧会開催、本日より三日間参観を許す。



『巣立ち行く雛』(1931年3月)

本県知事より本校児童職員中過般の震災並に之に伴ふ災害に罹りし者に対し義捐金百七十二円六十銭交付されたり。
一月廿一日 今上天皇陛下御影奉還の式を挙げ、式後児童職員町有志等停車場まで奉送をなす。町長、校長、助役、柳井書記、等県庁に出張して午後一時三十分奉還す。

一月廿三日 町長校長助役学事主任等県へ出頭御真影を拝戴して帰校す、それより奉戴式を挙ぐ。

二月十八日 卒業生の記念撮影をなす。

三月四日 学芸大会開催、父兄来賓等の参観者非常に多く頗る好成績にて終ることが出来たそれは職員諸君の平素の熱誠の現はれと感謝す。

これらの一年間の学校行事は、何となく戦争のきな臭さを漂わせながらも、平和な当時の学校生活を彷彿とさせてくれる。本来、年度の最後に、卒業式、終業式が入らねばならないが、それが欠けているのは、この『巣立ち行く雛』という雑誌が三月二十五日に発行され、卒業生に配られたために、原稿締め切りの関係で載せられないのである。

ところで、これらの学校行事を通して、いくつかの特色をみることができる。第一点は、学校が地域と深く結びついているということである。右の引用には載せなかったが五月二十二日には母姉会、二十四日には全校リレーが行なわれ、いずれも多数の参観者があったと「学校だより」は記している。七月二十三日の遠泳大会も、「学校だより」では父兄の多数の参加を記している。特に九月二十八日の史跡巡りは、

児童と職員に町長はじめ役場吏員、青年団員も加わり、まさに学校と住民が一体となって活動している。第二点は、学校が天皇制国家の統治体制の中にしっかりと組み込まれている様子がみえる点である。一月二十一日や二十三日の天皇の御影奉還や御真影の拝戴はその典型といえよう。第三点は、学校教育において精神教育が色濃く現れていることである。新入生に入學式後直ちに貴船神社に参拝させて興学心を養わせたり、かつ貯金帳を学校から与え、岡田英治校長以来の儉約精神を説いている点などはその表れといえよう。第四点は、真鶴の地域性と関連して海に関する行事が多いという点である。潮干狩り、林間教授を兼ねた水泳開始、遠泳大会、水泳大会等、海っ子の生活がしのばれる。

来たる時代から見れば、のどかで問題を持ちつつもそれなりの教育の理想が追求された時代であった。

青年訓練所

青年訓練所は、一九二六年（大正十五）四月二十日、青年訓練所令が勅令として公布され、七月一日から施行されて全国の市町村の一万三八五二か所に設置をされた。一六歳から二〇歳の男子勤労青年を対象とした教育機関で、軍事予備教育を主な目的としたものであった。第一次世界大戦から青年対象の軍事予備教育機関の必要性が主張されていたが、政府は一九二五・二六年の軍縮をきっかけとして設置した。

真鶴地域でも、一九二六年（大正十五）六月二十五日に真鶴尋常高等小学校・岩尋常小学校に各々併置するようになった。そのうえで、真鶴・岩ともに同日、同内容の村立青年訓練所規則が制定されている（『資料編』686頁）。青年訓練所は四年間で、通年で修身公民科・普通学科・職業科・教練を学ぶことになっていた。その時間配分は、修身公民科が一〇〇時間、普通学科が二〇〇時間、職業科が一〇〇時間、そして教練時数が四〇〇時間を各々下らないこととされていた。

表7 岩村青年訓練所の訓練課程

(一九二六年六月二十五日制定)

職業科農業	普通學科					教 練	公修 民身 科及	訓練項目		年次
	理 科	歷 史	地 理	數 學	國 語			時 數	要 項	
四二 要普通作物農業大	一〇 日常生活ニ必須ナル理科の事項	一〇 我が国ノ大勢一般ノ諸史	一〇 我が国勢ノ大要外國勢ノ大要	六四 四則・小数・分数珠算加減	七四 普通文ノ講読外習字等	一二〇 各個教練部隊教練陣中勤務等	四二 人倫道德ノ要旨公民トシテノ必須ナル事項	時 數	要 項	第一 年次
四二 〃	一〇・五 〃	一〇・五 〃	一〇・五 同 上	六四 同上ノ外比例珠算乗除	七四 同 上	一二〇 旗信号、距離測定、軍事講話	四二 同 上	時 數	要 項	第二 年次
四二 同上ノ外園芸	一〇・五 同 上	一〇・五 同 上	一〇・五 同 上	六四 同歩外代數的幾何の事項	七四 同 上	一二〇 同 上演復演	四二 同 上	時 數	要 項	第三 年次
四二 〃	一〇・五 〃	一〇・五 〃	一〇・五 同 上	六四 同 上演復習	七四 同 上	一二〇 同 上演復演	四二 同 上	時 數	要 項	第四 年次
一六八	四〇	四〇	四〇	二五六	二九六	四八〇	一六八	時數計		

真鶴地域における青年訓練所は、一月に始まって十二月に終わった。その具体的なカリキュラムは表7のようであった。

このカリキュラムには一つの特徴が指摘できる。それは、青年訓練所は元来軍事訓練を目的としていたが、真鶴地域ではむしろこれを尋常小学校、高等小学校卒業後の再教育機関と位置づけていたふしがかがえるということである。表7を見ると、総計一四八八時間のうち教練は四八〇時間で三二%にすぎない。また国の最低授業時数の総計八〇〇時間に比べると一・八六倍で、非常に授業時数が増えている。全体が少しずつ増えているなかで特に増え方が著しいのが、普通学科における国語と数学である。さらにその内容は読み・書き・ソロバンのなもので、実生活における基礎力充実をめざした様子がかがえるのである。